

（素案）

熊本市 新庁舎整備基本計画

令和8年(2026年)〇月

熊 本 市

はじめに

説明会后、最終案の段階で作成

目次

はじめに	1
第1章 これまでの検討経緯	5
1 新庁舎整備の検討経緯	5
2 現庁舎の課題と整備の必要性：基本構想より	7
3 新庁舎の目指すべき姿(3つの視点)：基本構想より	8
4 新庁舎の建設地の選定：基本構想より	8
第2章 コンセプト、関連計画	9
1 コンセプト	9
2 関連計画	11
第3章 敷地計画、施設構成	12
1 本庁、区役所、議会が担う役割	12
2 新庁舎の建設地	14
3 敷地計画	18
4 施設構成	22
第4章 新庁舎の機能	24
1 防災機能	24
2 手続・相談機能	34
3 執務機能	39
4 議会機能	43
5 交流・共創機能	44
6 駐車・駐輪機能	48
6-1 駐車場	48
6-2 駐輪場	50
7 共通事項	53
7-1 環境への配慮	53
7-2 景観形成・デザインの実施	56
7-3 インクルーシブデザインの導入	60
7-4 セキュリティの確保	62

7-5 長寿命化・ライフサイクルコストの低減	63
7-6 可変性の確保	64
7-7 DXの推進	65
第5章 施設規模、施設イメージ	66
1 必要床面積	66
2 施設イメージ	69
第6章 概算事業費、工事発注方式、事業スケジュール	75
1 概算事業費等	75
2 今後の進め方	78
第7章 関連事業	80
1 公共交通機関との連携	80
2 周辺整備	82
3 新庁舎周辺における交通に関する課題	84
4 関連事業に関する今後の進め方	85
その他	86
参考1 熊本市新庁舎整備基本計画検討分科会	86
参考2 新庁舎における議会棟のあり方について	88
参考3 市民意見の聴取	93
参考4 本市文化顧問(東京藝術大学学長 日比野克彦氏)が考える 文化的処方箋の拠点のイメージ	94
参考5 面積算定根拠	95
参考6 図表索引	96

本文中の以下の言葉は、次の意味で使用しています。

本庁舎・議会 ： 本庁部分と議会部分で構成する建物

本庁舎等 ： 本庁舎・議会及び中央区役所の総称

現庁舎 ： 現在の本庁舎等（本庁舎・議会及び中央区役所の総称）

新庁舎 ： 新しい本庁舎等（本庁舎・議会及び中央区役所の総称）

第1章 これまでの検討経緯

1 新庁舎整備の検討経緯

熊本市役所の現庁舎(昭和56年(1981年)竣工)は、平成29年度(2017年度)時点で、築35年以上が経過しており、建物全体の老朽化が進んでいたことから、長寿命化に向けた大規模改修の手法検討調査を行うこととしました。その際、あわせて耐震性能調査を実施したところ、現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していないことが判明しました。

この結果を受け、今後の庁舎整備の考え方について検討を行い、令和元年度(2019年度)に「本庁舎等整備に関する基本構想」としてとりまとめましたが、耐震性能調査結果に対して一部の専門家から疑問が呈されるとともに、市議会からも様々な意見が出されたことから、令和2年度(2020年度)に更なる調査を実施したところ、現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していないという結果が再び示されました。

その後、更なる検証を行うべきとの意見が市議会等から示されたことから、令和3年(2021年)に「本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)」を設置し、本庁舎等の整備の在り方について諮問しました。

有識者会議では、現庁舎の建て替えの是非を含め、耐震性能の有無だけでなく、防災の観点、財政の観点、資産マネジメントの観点、まちづくりの観点等、多角的な視点で本庁舎等の整備の在り方について審議が行われました。

その結果、令和5年(2023年)5月30日に、有識者会議から“本庁舎等は、現行の建築基準法等が求める耐震性能を有しておらず、周辺への影響等の要因により耐震改修の実現性が低い。また、機械設備が地下に配置されているなど、防災拠点としての機能を果たすことができないリスクがある。さらに、来庁者の待合スペースや様々な市民の相談室が不足している。このような様々な課題を解消し、市民サービスを向上させ、将来の社会情勢の変化にも柔軟に対応し容易に機能転換ができるよう、建て替えるべきである。”という旨の答申が示されました。

この答申を踏まえ、令和5年(2023年)第2回定例会において、あらゆる災害から市民の皆様の生命・財産を守ることに加え、市民サービスの更なる向上を図るため、総合的に勘案し本庁舎等を建て替えるという市の方針を示しました。

そのうえで、市民アンケートや市民説明会を行い、令和6年(2024年)8月に「熊本市新庁舎整備に関する基本構想(以下「基本構想」という。)」として、新庁舎の目指すべき姿や想定規模、建設地の整理を行いました。

そして、基本構想で示した新庁舎の目指すべき姿などを踏まえ、市議会の「庁舎整備に関する特別委員会」でのご議論や、建築やまちづくり、防災等の有識者や地元住民、公募市民により構成する「熊本市新庁舎整備基本計画検討分科会(以下「基本計画検討分科会」という。)」での審議、市民向けワークショップ・オープンハウス等でいただいたご意見やアイデアを基に、新庁舎の各機能の整備方針等を整理し、「熊本市新庁舎整備基本計画(以下「基本計画」という。)」をとりまとめました。

【 表 1 これまでの検討経緯 】

H28年 (2016年)	4月		熊本地震発生
H30年 (2018年)	3月		大規模改修の手法検討とあわせて耐震性能調査実施 「現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していない」
R1年 (2019年)	5月～		市議会の庁舎整備に関する特別委員会で議論開始 (R7.1 まで計 37 回)
〃	6月～	R2年 (2020年)	2月 本庁舎に関する市民説明会実施 (区役所単位で計10回、まちづくりセンター単位で計17回)
R2年 (2020年)	9月		2回目の耐震性能調査実施 「現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していない」
R3年 (2021年)	6月～	R5年 (2023年)	5月 本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議の開催(計7回)
〃	10月～	R4年 (2022年)	11月 耐震性能分科会の開催(計7回)
R4年 (2022年)	12月		耐震性能分科会の審議結果を報告 「2度の耐震性能調査の結果は妥当であると判断」
R5年 (2023年)	5月		本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議の答申 「本庁舎等は建て替えるべき」
〃	6月		令和5年第2回定例会で市長提案 「市民の生命・財産を守るため建て替えの方針で進める」
〃	7月		「市長とドンドン語ろう」の実施(各区で開催)
R6年 (2024年)	3月		「熊本市新庁舎整備に関する基本構想(素案)」の策定
〃	4月～	R6年 (2024年)	5月 新庁舎整備に関する市民説明会(各区2回:計10回) 基本構想(素案)説明動画配信、動画視聴ブース設置(12箇所)
〃	8月		「熊本市新庁舎整備に関する基本構想」の策定
〃	9月		令和6年第3回定例会において新庁舎の設計にかかる補正 予算可決
R7年 (2025年)	2月		「熊本市新庁舎整備基本計画策定及び基本設計・実施設計等 業務委託」の受託者と委託契約締結
〃	3月～	R7年 (2025年)	9月 新庁舎整備に関する座談会 新庁舎整備に関するオープンハウス(計10日間) 新庁舎整備に関するワークショップ(計3回) 新庁舎整備に関するアンケート
〃	8月～	R8年 (2026年)	1月 基本計画検討分科会の開催(計6回)

2 現庁舎の課題と整備の必要性：基本構想より

本市は、令和5年(2023年)第2回定例会において、あらゆる災害から市民の皆様の生命・財産を守るとともに、更なる市民サービスの向上を図るため総合的に勘案した結果、本庁舎等は建て替えの方針を進めることを示しました。

現庁舎の課題（基本構想P5～6）

現庁舎は、平常時・災害時ともに様々な役割を担う部署が集積していますが、以下の課題により、災害時に業務が継続できなくなる恐れがあるほか、平常時の市民サービスの低下等が発生しています。

(1)耐震性能不足と浸水に対する脆弱性

【耐震性能不足】

現行の建築基準法等が求める耐震性能を有しておらず、震度6強以上の地震が発生した場合、業務が継続できなくなるほか、庁舎内の人命の安全確保が困難となる可能性があります。

【浸水に対する脆弱性】

熊本市ハザードマップにおいて、現庁舎敷地は浸水域にありますが、主要な電気・機械設備等が地下2階に配置されており、浸水時に水没し、業務が継続できなくなる恐れがあります。

(2)老朽化

建物全体の老朽化が進んでおり、設備の更新等が喫緊の課題となっています(設備更新した場合の費用は約187億円と試算)。また、バリアフリーへの対応については、最大限の対応を行っているものの、物理的に困難で対応できていない状況もあります。

(3)狭あい化

合併による市域拡大や政令指定都市移行による業務量や対応する職員数の増加に伴い、業務スペースの狭あい化が深刻です。待合スペースについても、繁忙期には多くの来庁者で混雑しており、来庁者の利便性・快適性が低下しています。

3 新庁舎の目指すべき姿（3つの視点）：基本構想より

基本構想では、現庁舎の現状や課題、市民アンケートの結果等をふまえ、新庁舎の目指すべき姿(3つの視点)を示しました。

新庁舎の目指すべき姿（基本構想P11～15）

1 あらゆる災害に対応できる庁舎

今後も、熊本地震以上に大きな地震や、気候変動の影響による水害・浸水のリスク、その他の大規模な自然災害が発生する可能性が十分に見込まれることから、あらゆる災害に対応する防災拠点施設として、安全かつ継続的に機能する庁舎を目指します。

- (1) 十分な耐震性能の確保
- (2) 浸水に対する脆弱性への対応
- (3) 防災拠点施設としての機能拡充

2 市民が利用しやすく、質の高い行政サービスが提供できる庁舎

だれもが利用しやすく、効率的で質の高い行政サービスを提供でき、来庁者の快適性と利便性が確保された庁舎とともに、社会情勢の変化に柔軟に対応できる可変性のある庁舎を目指します。

- (1) 来庁者への配慮・利便性
- (2) 窓口機能の集約等による市民サービス向上
- (3) 効率性・可変性
- (4) 環境負荷の低減

3 まちの賑わいに貢献し、まちづくりの核となる庁舎

市民協働や交流に資する気軽に市民が集える庁舎整備と、まちづくりの核として、周辺地域も一体となった賑わいの創出を目指します。

- (1) 市民交流・情報発信の場
- (2) まちづくりの核
- (3) 市有地の利活用

4 新庁舎の建設地の選定：基本構想より

基本構想では、建設候補地について、交通利便性や施設利便性などの立地特性や、施設計画、近隣施設との連携、スケジュール、概算事業費等の評価・比較を行った結果、本庁舎・議会は「NTT桜町」、中央区役所は「花畑別館跡地」を選定しました。

第2章 コンセプト、関連計画

1 コンセプト

（1）コンセプト

コンセプトに関しては、第2回基本計画検討分科会において、「まちづくりの核としての新庁舎の役割」を整理した上で、「市民や来街者等と新庁舎の関わり方」をイメージし、まずは議論の最中にも立ち戻ることができる新庁舎の在り方として、仮コンセプトを設定しました。

その後、各機能の検討を進めた上で、第5回基本計画検討分科会において見直しを行い、以下のとおりコンセプトを設定しました。

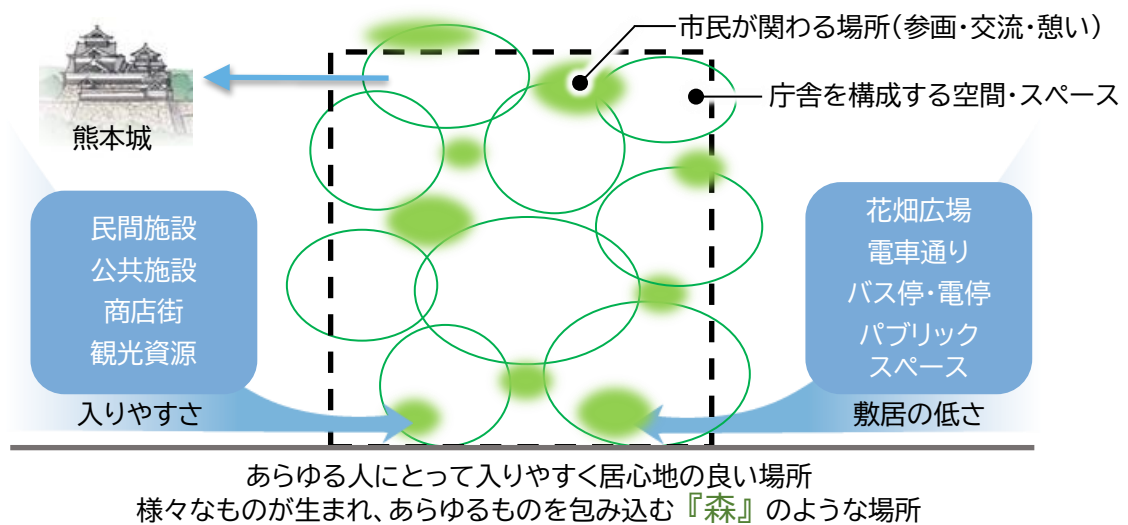
※コンセプトのイメージ挿絵作成中

森 のように ひととまちを そだて・つなぎ
熊本城 とともに まもり・あゆむ

（2）「森」に込めた想い

コンセプトに示す「森」は、基本計画検討分科会での審議において、新庁舎の概念を空間に当てはめた際に、「市民が関わる場所(参画・交流・憩い)」が様々な場所に配置されるイメージと「あらゆる人にとって入りやすく居心地の良い場所のイメージ」を表現する言葉として、設定されました。

また、森には、多様なものを受け入れる包容力と安心感があり、循環と共生による持続性や創造力が満ちています。「森の都」である熊本市の新庁舎は、この森のように、人やまちを守り、賑わいや文化を育み、次世代へとつなぐ庁舎を目指します。



【 図1 新庁舎の「森」のイメージ 】

（3）基本理念

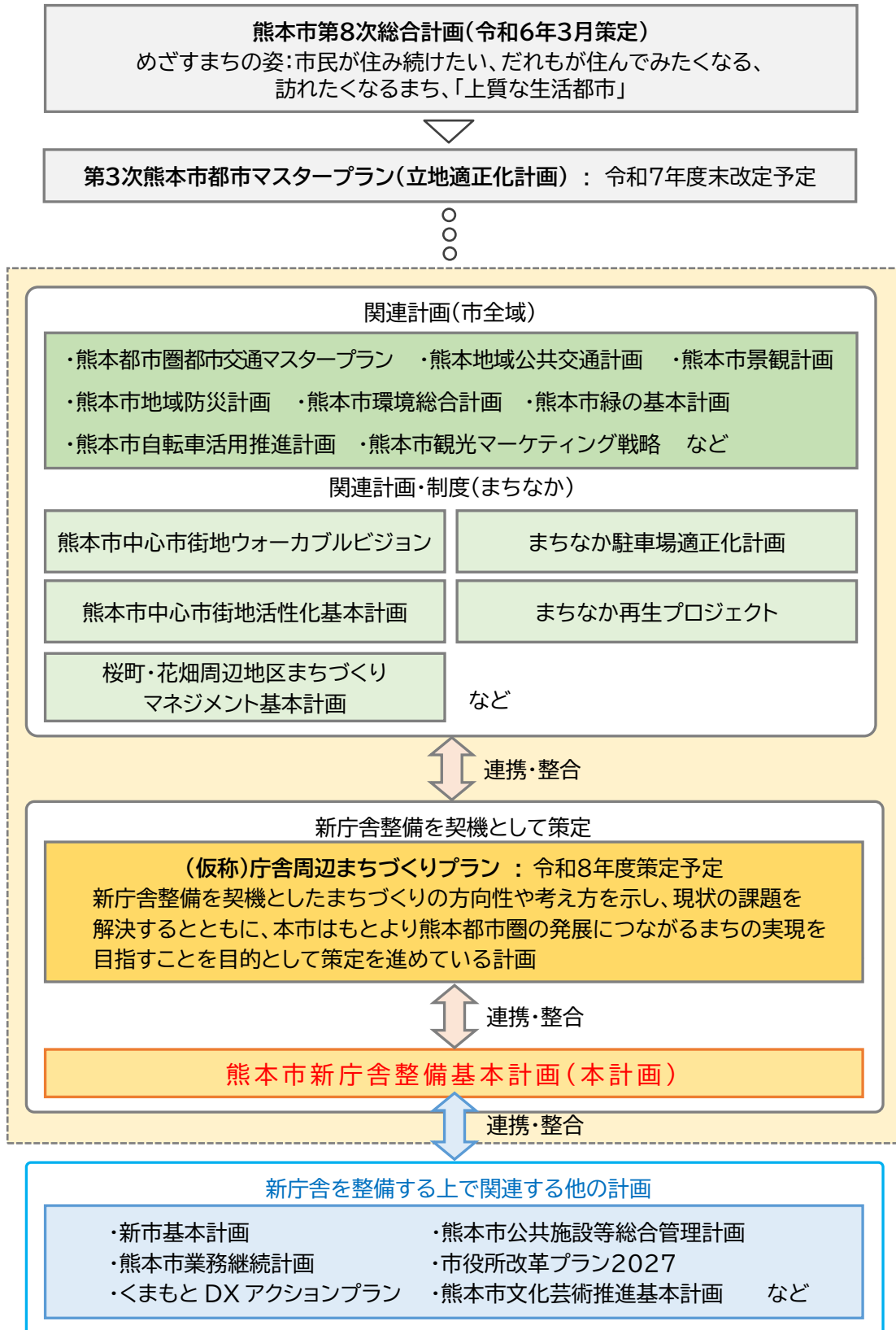
新庁舎については、コンセプトを踏まえ、“森”のような庁舎をイメージした5つの基本理念を以下のとおり定めます。

第4章に示す新庁舎の各機能については、コンセプトや基本理念を踏まえた整備方針にもとづいた整備を目指します。

- ①あらゆる災害からまもり様々な状況に柔軟かつしなやかに対応する庁舎
- ②全ての人が使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎
- ③多様な場所や空間があり、交流・共創と賑わいを生み出す庁舎
- ④森の都の景観と調和し、地域の歴史を継承し文化を創出する庁舎
- ⑤恵まれた環境や限りある資源を活かし、育み、永く使うことができる庁舎

2 関連計画

新庁舎は、下図に示す関連計画や方針と整合を図り、既存施策との連携と最適化を前提に整備を進めます。



【 図2 新庁舎を整備する上で関連する主な計画 】

第3章 敷地計画、施設構成

1 本庁、区役所、議会が担う役割

（1）本庁が担う役割

本庁の平時の役割については、「区役所等の在り方に関する基本方針（平成27年3月策定）」において、以下のとおり定めています。

管理調整機能及び広域行政機能としての本庁 （区役所等の在り方に関する基本方針P9）

本庁に求められる役割や機能としては、市政全般の企画や広報、国、県との連携調整、税制や財政運営などの都市経営、人事、組織管理などの内部管理の重点化とともに、多核連携都市の実現といった都市形成、道路・橋梁の整備や維持管理などの土木行政、地域経済の振興、環境保全、教育の推進といった全市的施策の政策立案、実施、あるいは市民生活・福祉分野における熊本市の市民窓口サービスの平準化などの役割が求められます。さらには、九州中央の連携中枢都市として熊本都市圏を中心に広域行政の推進なども本庁の重要な機能となります。

また、本庁は、災害時には、市全体の指揮・命令・総合調整などを行う災害対策本部としての機能を担うとともに、市全体の災害対応業務（他都市等応援受入れ、物資対応、仮設住宅建設等生活環境の維持、被災者生活支援など）を担います。

（2）区役所が担う役割

区役所の平時の役割については、区役所等の在り方に関する基本方針（平成27年3月策定）において、以下のとおり定めています。

身近なサービスを直接提供するとともに、住民自治のまちづくりを 支援する区役所（区役所等の在り方に関する基本方針P9）

区役所においては、戸籍・住民等各種証明書の発行、健診等の健康・福祉サービスなど、住民サービスを直接提供する役割に加え、各区のまちづくりビジョンのめざす姿の実現に向け、地域住民と協働して区におけるまちづくりを推進し、また、地域コミュニティの活性化を促し、住民自らの創意工夫による自主自立のまちづくりを支援するほか、積極的に地域に赴き、住民と市役所のつなぎ役として情報の受発信に努めます。

また、区役所は、災害時には区内の指揮・命令・総合調整などを行う区対策部としての機能を担うとともに、区内の災害対応業務（被災支援拠点運営、避難所運営、家屋被害調査・罹災証明発行など）を担います。

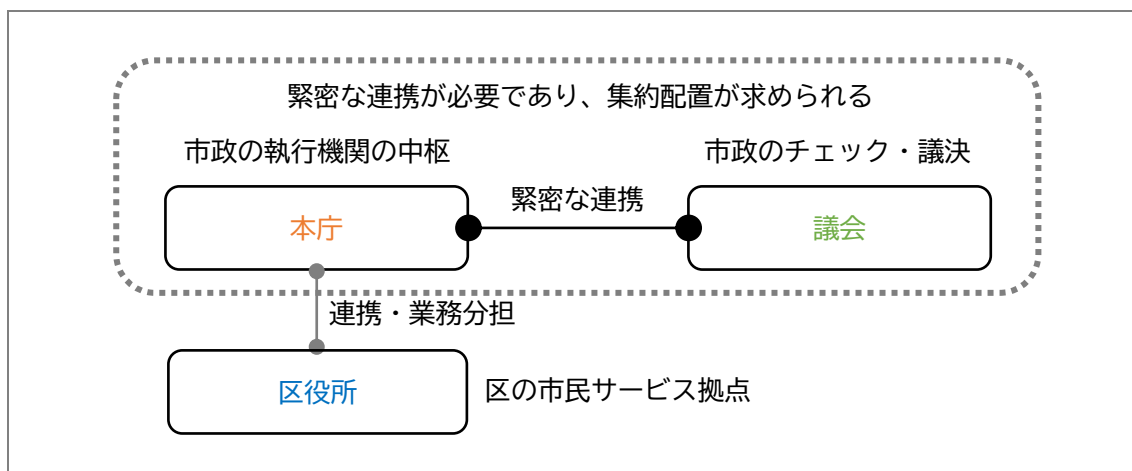
（3）議会が担う役割

議会は、市民の代表機関として、市政の健全な運営を確保する重要な役割を担っています。また、議会は、条例制定や予算審議を通じて政策の方向性を決定し、執行機関に対する監視と評価を行います。

これらの機能を円滑に果たすためには、議場や委員会室、傍聴席など、議会活動に必要な施設を備えることが不可欠であり、執行機関との迅速な連携や市民への説明責任を果たすため、議会と本庁機能を同一場所に整備することが求められます。

【 表 2 本庁、議会、区役所の役割 】

	平常時の役割	災害時の役割
本庁	・市政全般の政策立案、実施 ・都市経営(税制、財政など) ・国等との調整 など	【災害対策本部】 ・指揮命令、総合調整等 【災害対応業務】 ・応援受入れ ・物資受入配分等 ・生活環境の維持(インフラ等) ・被災者生活支援、 ・医療・衛生等総合調整 など
区役所	・身近な市民サービス ・地域施策の立案、推進 ・市民公益活動 など	【区対策部】 ・区内の指揮命令、調整等 【災害対応業務】 ・被災者支援拠点運営 ・避難所運営 ・家屋被害調査、罹災証明発行 など
議会	・市政に関する議決(条例制定・改正・廃止、予算決定等) ・市政のチェック(本会議での質疑、委員会等での審議) など	



【 図 3 本庁、議会、区役所の関係性 】

2 新庁舎の建設地

（1）桜町・花畑周辺地区

本庁舎・議会、中央区役所の建設地は、中心市街地の中でも重要な地区となる桜町・花畑周辺地区に位置しています。

桜町・花畑周辺地区は、熊本城に近接し、熊本桜町ビルや熊本市市民会館などの集客施設が集まる観光・商業・文化の機能が集約した地区であり、県内外からも多数の観光客が訪れる地区になります。

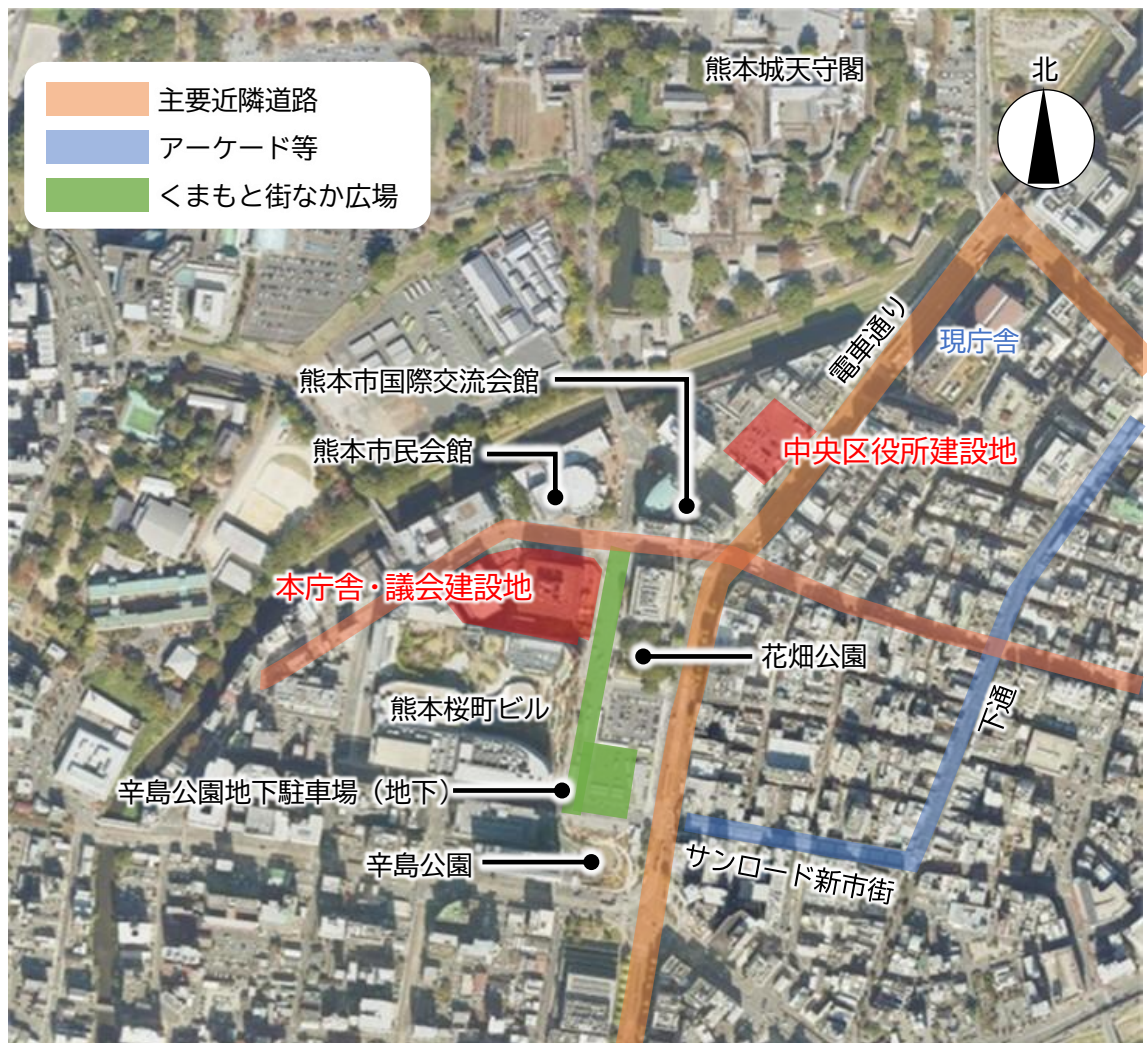
また、桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画にもとづき、「熊本城と庭つづき『まちの大広間』」をコンセプトに、一体的なまちづくりが進められています。

【 表 3 桜町・花畑周辺地区内の主な施設 】

熊本桜町ビル	商業施設(サクラマチクマモト)、バスターミナル、熊本城ホール、ホテル、屋上庭園などを有する複合施設
市民会館シアーズ ホーム夢ホール (熊本市市民会館)	大ホールや貸会議室を有し、地域文化の創造並びに質の高い文化鑑賞の場、交流促進を目的に建設された施設
熊本市国際交流会館	在住外国人の方々への情報サービスや、市民と在住外国人のふれあいの拠点施設として建設された施設
熊本市辛島公園 地下駐車場	くまもと街なか広場や辛島公園の地下空間を利用した市営の地下駐車場
花畑広場	くまもと街なか広場(約 8,900 m ²)と辛島公園(約 3,400 m ²)、花畑公園(約 2,600 m ²)の総称
くまもと街なか広場	歩行者中心のまちづくりの拠点として、市民の日常的な憩いや中心市街地の「賑わい」を創出するための施設(オープンスペース)
辛島公園、花畑公園	日常的に休息・散歩・運動等を行う憩いを主とする空間であるとともに、まちなかの賑わい創出にも貢献するための施設(公園)

【 表 4 桜町・花畑周辺地区のまちづくりに関する主な関連計画 】

桜町・花畑周辺地区 まちづくりマネジメント 基本計画	・桜町・花畑周辺地区の一体的な空間・景観デザインと利活用・運営管理の方針、及び指針として活用していくこととして策定された計画 ・デザインガイドラインとして、空間・景観デザインの考え方にそった規制誘導項目を定める
(仮称)庁舎周辺 まちづくりプラン ※令和8年度策定予定	・通町筋・桜町周辺地区を対象エリアとした計画であり、新庁舎整備を契機としたまちづくりの方向性や考え方を示し、現状の課題を解決するとともに、本市はもとより熊本都市圏の発展につながるまちの実現を目指すことを目的として策定を進めている計画



【 図 4 新庁舎建設地周辺状況 】

（2）本庁舎・議会の建設地

本庁舎・議会の建設地は、北側は熊本県道28号熊本高森線（以下、本庁舎・議会建設地に隣接する範囲を「熊本高森線」という。）に面しており、東・南・西側は商業施設や屋上庭園を有する「熊本桜町ビル」や様々なイベントが開催される「くまもと街なか広場」、「辛島公園地下駐車場」に囲まれています。

【 表 5 本庁舎・議会の敷地条件・法規制等の概要 】

敷地面積	9,987 m ²	都市計画	都市計画区域 市街化区域
用途地域	商業地域	防火地域等	防火地域
建蔽率	80%	容積率	600%

【 表 6 本庁舎・議会の隣接地の状況 】

北側	・歩道敷を有する熊本高森線（幅員約20m）に面しています。 ・熊本高森線の対向地には、市民会館が位置しています。
東側	・様々なイベントが開催されるくまもと街なか広場（幅員約27m）に隣接しています。 ・くまもと街なか広場の地下にある辛島公園地下駐車場にも隣接しています。
南側	・熊本桜町ビルの商業施設（サクラマチクマモト）に隣接しています。
西側	・熊本桜町ビルのバスターミナルのバス出入口に隣接しています。



【 図 5 本庁舎・議会敷地周辺の航空写真 】

（3）中央区役所の建設地

中央区役所の建設地は、南側は民間施設の敷地に隣接しており、東側は熊本県道28号熊本高森線（以下、熊本市電の線路敷きの範囲を「電車通り」という。）、北側と西側は市道に囲まれています。

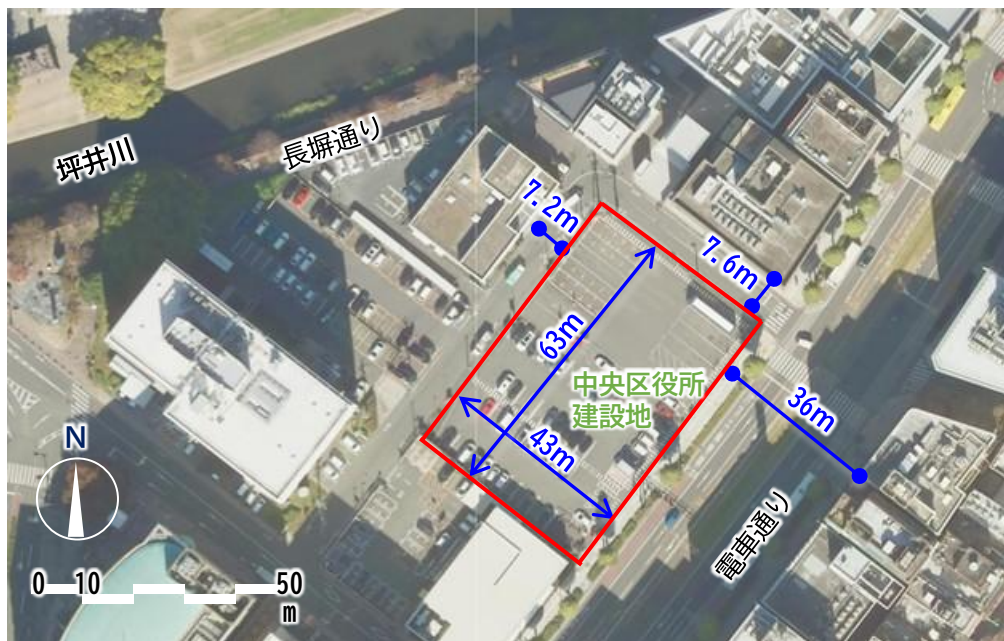
また、現庁舎と桜町方面や、熊本城と下通方面を結ぶ動線上にあたり、観光客も多く通る坪井川沿いの長堀通りにも近接しています。

【 表 7 中央区役所の敷地条件・法規制等の概要 】

敷地面積	2,749 m ²	都市計画	都市計画区域 市街化区域
用途地域	商業地域	防火地域等	防火地域
建蔽率	80%	容積率	600%

【 表 8 中央区役所の隣接地の状況 】

北側	・熊本市道(幅員約 7.6m)に面しています。 ・なお、熊本市道の西側延長は、長堀通りと接続しています。
東側	・歩道敷を有する電車通り(幅員約 36m)に面しています。
南側	・民間施設の敷地に隣接しています。
西側	・熊本市道(幅員約 7.2m)に面しています。



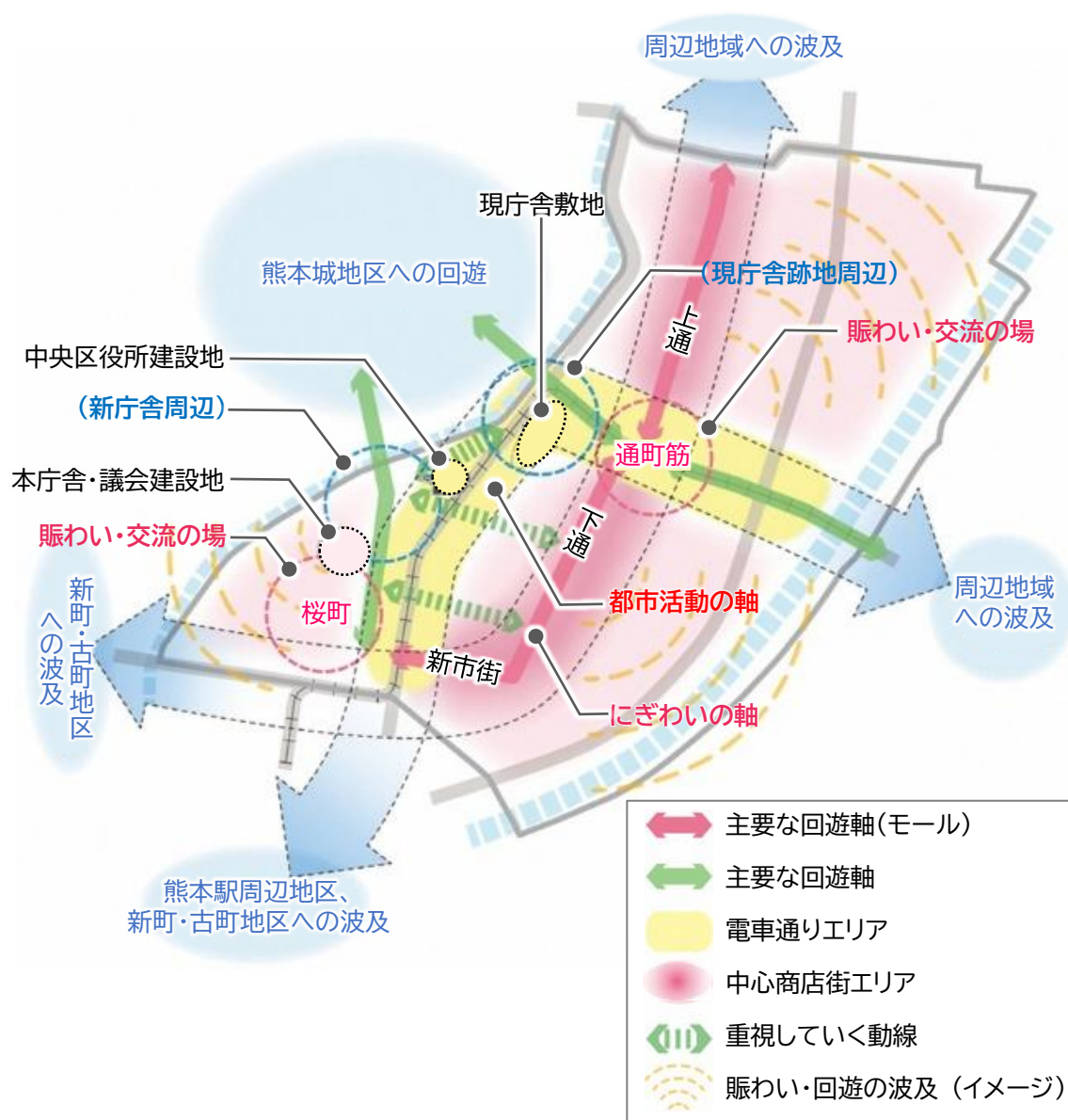
【 図 6 敷地周辺の航空写真 】

3 敷地計画

（1）まちの回遊性向上

新庁舎整備にあたっては、これを施設単体の在り方にとどまらず、「周辺施設との回遊性」や「中心商店街全体の賑わい」、「地域・経済交流」などに資する、庁舎を核としたまちづくりを推進することを目指し、令和8年度末を目途に「（仮称）庁舎周辺まちづくりプラン」を策定することとしています。

「（仮称）庁舎周辺まちづくりプラン」では、新庁舎の整備効果を最大化するため、電車通りを挟む“桜町・花畑周辺地区”と“中心商店街”との回遊性の向上を図り、賑わいの引き込みや波及を生みだすことが重要であるとして検討を進めています。



【図7 新庁舎整備を契機とした「都市機能更新」と「回遊性向上」の方向性(案)】

(出典：第3回庁舎周辺まちづくりプラン(仮称)等検討委員会資料)

※ この資料は令和7年(2025年)11月14日に開催された上記会議の資料であり、今後変更となる可能性があります。

（2）まちの回遊性向上に寄与する新庁舎の機能

新庁舎は、基本構想において「まちの賑わいに貢献し、まちづくりの核となる庁舎」を目指すべき姿の1つとして整理し、市民交流・情報発信など多目的に活用可能なスペースや、憩いの場としての利便施設（飲食施設等）の設置を目指すこととしています。

基本構想での整理に加え、(1)で示した庁舎周辺まちづくりの方向性を踏まえ、本庁舎・議会と中央区役所には、まち全体の回遊性向上に寄与する機能※を設置します。

※ 具体的な機能については、「4-5 交流・共創機能」で整理します。

①本庁舎・議会

- ・本庁舎は、熊本桜町ビルやくまもと街なか広場に隣接し、それらから熊本城への動線上にあるなどの立地を踏まえ、用務がある人だけでなく来街者・観光客など様々な人が気軽に立ち寄りたくなる機能を設置することにより、まち全体の回遊性向上に寄与することを目指します。

②中央区役所

- ・中央区役所は、手続・相談等で多くの市民が訪れる場所であるとともに、熊本城や長堀通り等から下通方面までをつなぐ重要な立地であることを踏まえ、区民活動・交流のための機能はもとより、「新たな人の流れを生み出すこと」ができる機能を配置することにより、まち全体の回遊性向上に寄与することを目指します。

（3）敷地計画

①本庁舎・議会の敷地計画

- ・本庁舎・議会は、東側に隣接する「くまもと街なか広場」からの人の流れを受け入れるとともに、「来街者・観光客」など様々な人が気軽に立ち寄りたくなるような敷地計画とします。
- ・下通・新市街方面からの歩行者、市電利用者の動線に加え、熊本桜町ビルからのバス利用者及び施設利用者、辛島公園地下駐車場の利用者の動線を想定します。

【 表 9 本庁舎・議会の敷地計画 】

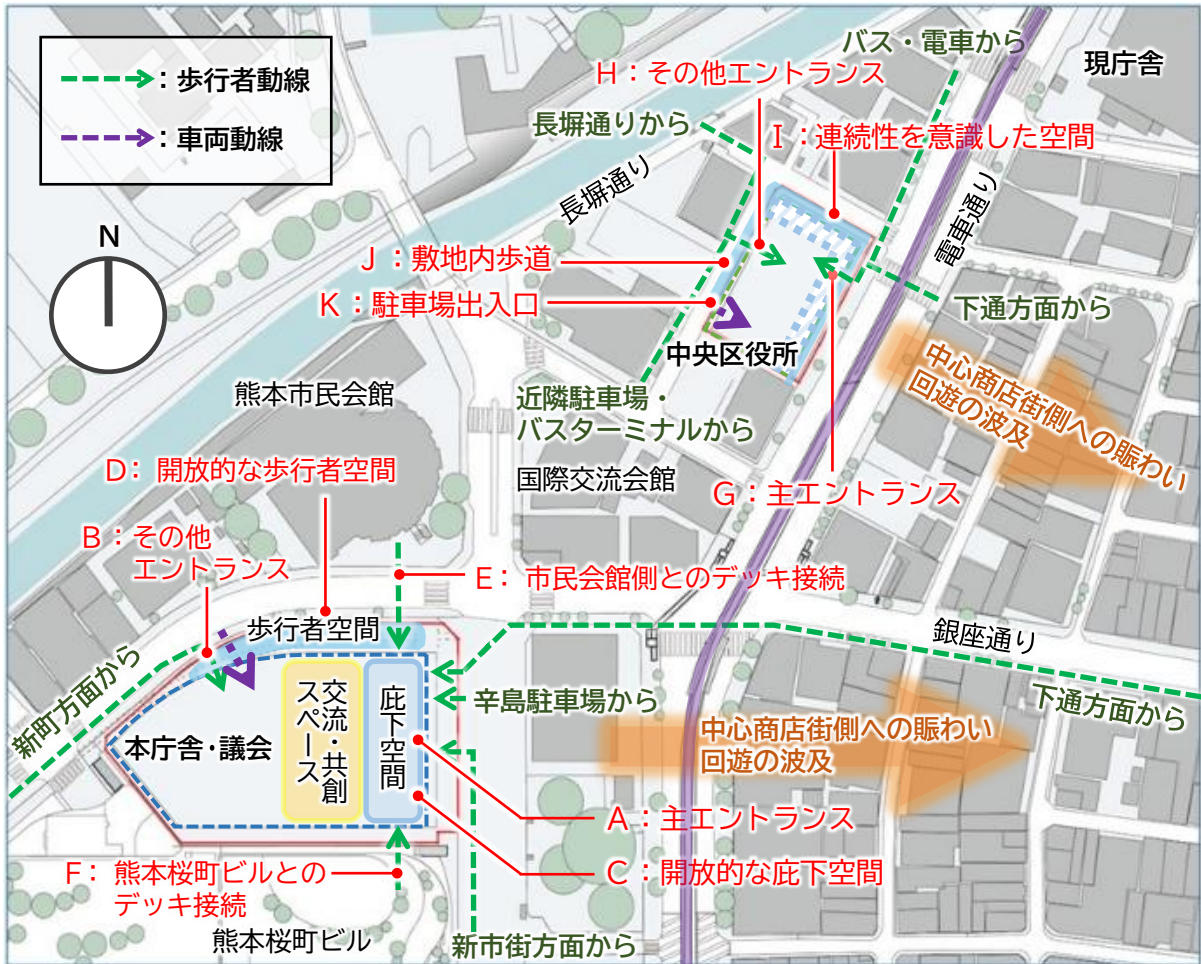
A	主エントランス	・「くまもと街なか広場」側に主エントランスを設けます。
B	その他エントランス	・新町方面からの来庁者の利便性を考慮し、北側にもエントランスを設けます。
C	開放的な底下空間	・建物低層部に開放的な底下空間(ピロティ)を設け、「くまもと街なか広場」と一体感のある空間を形成します。
D	開放的な歩行者空間	・北側道路(県道高森線)沿いに歩行者空間を整備し、北側にも開かれた空間を形成します。
E	市民会館側とのデッキ接続	・北側道路(県道高森線)を横断するデッキ接続など市民会館側との歩行者動線を検討します。
F	熊本桜町ビルとのデッキ接続	・1階だけでなく、熊本桜町ビルと連携した2階でのデッキ接続や出入口の配置を検討します。

②中央区役所の敷地計画

- ・中央区役所は、西側に近接する「長堀通り」の人の流れを下通方面へとつなぎ、新たな人の流れを生み出す敷地計画とします。
- ・東側道路(電車通り)からの市電・バス利用者及び下通方面からの歩行者動線、桜町バスターミナル・近隣駐車場からの利用者動線、長堀通りからの来訪者動線を想定します。

【 表 10 中央区役所の敷地計画 】

G	主エントランス	・東側道路(電車通り)側に主エントランスを設けます。
H	その他エントランス	・東側道路(電車通り)側に加え、長堀通り側からの歩行者にも配慮し、複数個所に出入口を設けるなど、歩行者がアクセスしやすい配置とします。
I	連続性を意識した空間	・建物低層部には、東側道路(電車通り)や長堀通りからの人の流れ・連続性を意識した空間を形成します。
J	敷地内歩道	・歩行者の安全性を考慮し、北側・西側の接道部には敷地内歩道の整備を検討します。
K	駐車場出入口	・区役所駐車場の出入口は、東側道路(電車通り)の交通に配慮し、敷地西側に設置します。



【 図 8 新庁舎の敷地計画 】

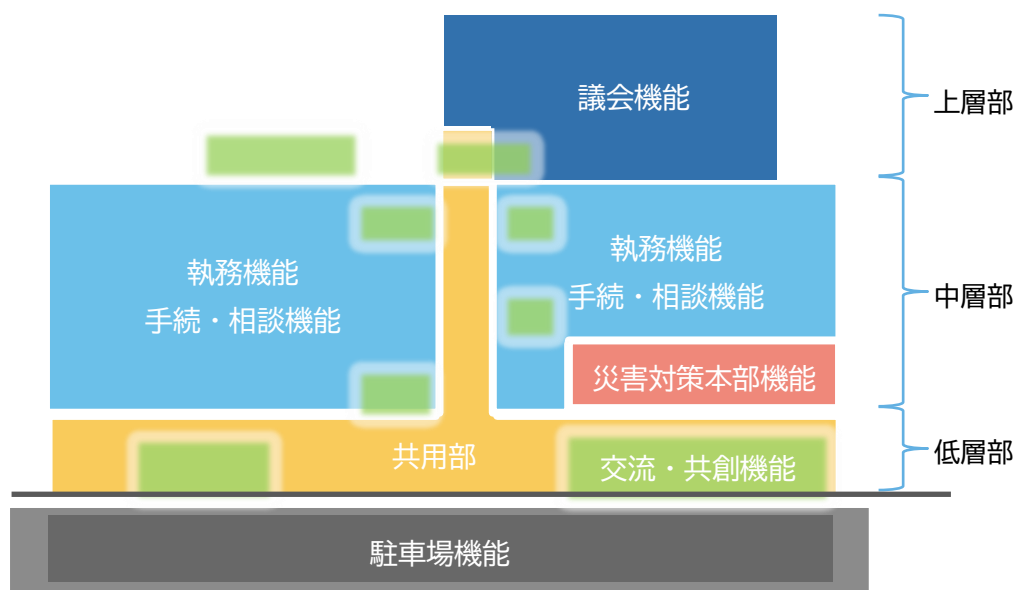
4 施設構成

（1）本庁舎・議会の構成

本庁舎・議会の各機能は、下表の考え方に基づく配置とします。

【表11 本庁舎・議会の各機能の配置】

機能等	諸室等	配置等の考え方
議会機能	議場・委員会室等	・無柱の吹き抜け空間の議場を想定し、構造負担軽減のために上層部に配置します。 ・セキュリティに配慮した構成とします。
執務機能 手続・相談機能	執務室・会議室 窓口・相談室等	・中層部に配置し、情報セキュリティ及び来庁者のプライバシーを確保します。
災害対策本部機能	災害対策本部・ 会議室等	・災害時に多目的な利用を想定する低層部や執務機能エリアとの連携及び浸水への対応を考慮し、中層部に配置します。
交流・共創機能	交流・共創スペース	・様々な場所で交流・共創が生まれるよう様々な位置に設置します。 ・低層部の交流・共創スペースは、隣接する「くまもと街なか広場」と一体感のある空間構成とします。
駐車・駐輪機能	駐車場・駐輪場	・駐車場は地下に配置し、辛島公園地下駐車場との連携を検討します。 ・駐輪場は地下または1階の配置を検討します。
共用部	エントランス・ 通路等	・閉庁時や休日でも低層部や屋上を利用できるよう検討します。



【図9 本庁舎・議会の各機能の配置イメージ図(断面構成)】

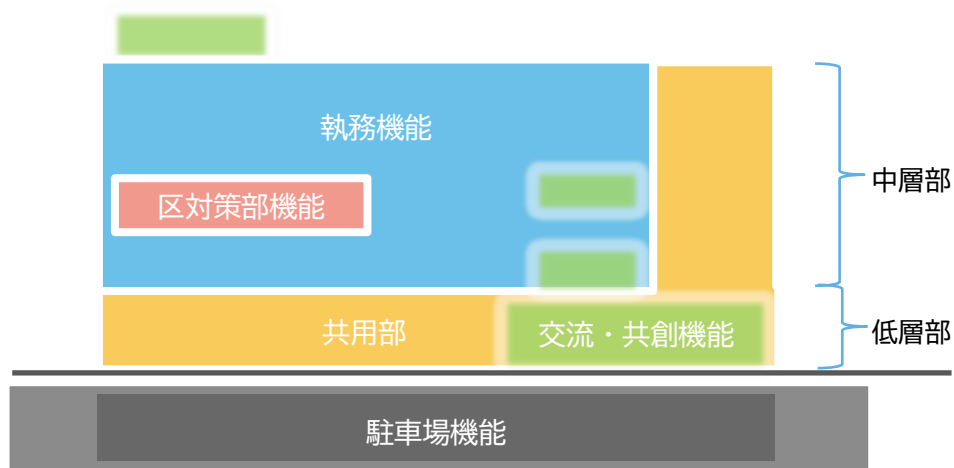
※ 上記構成はイメージであり、具体的な配置は基本設計段階で整理を行います

（2）中央区役所の構成

低層部はまちの回遊性を高める交流・共創機能を配置するとともに、周辺の歩行空間と連続性を持たせた開かれた構成とします。庁舎内のセキュリティを確保し、市民や職員等が交流・共創できる場を各所に配置します。

【 表 12 本庁舎・議会の各機能の配置 】

機能等	諸室等	配置等の考え方
執務機能 手続・相談機能	執務室・会議室 窓口・相談室等	・来庁者の動線（エレベーター等）に十分に配慮した上で中層部に配置し、情報セキュリティ及び来庁者のプライバシーを確保します。 ・来庁者の利便性に配慮し、手続内容に応じたフロア構成とします。
区対策本部機能	区対策部（平時は執務機能の一部）	・浸水への対応を考慮し、中層部へ配置します。
交流・共創機能	交流・共創スペース	・低層部だけでなく、中層部や屋上にも配置を検討します。
駐車・駐輪機能	駐車場・駐輪場	・駐車場は地下配置を主としますが、車椅子利用者や荷捌き駐車場は、1 階配置も含め利便性を考慮して配置します。 ・駐輪場は地下または 1 階の配置を検討します。
共用部	エントランス・通路等	・閉庁時や休日でも低層部や屋上を利用できるよう検討します。



【 図 10 中央区役所の各機能の配置イメージ図（断面構成） 】

※ 上記構成はイメージであり、具体的な配置は基本設計段階で整理を行います

第4章 新庁舎の機能

1 防災機能

【基本理念】

あらゆる災害からまもり様々な状況に柔軟かつしなやかに対応する庁舎

整備方針

- あらゆる災害に対応する庁舎を整備します。
- 災害対応業務が適切に実施できる業務継続性能を十分に確保した庁舎とします。
- 受援等を想定した災害時の可変性を確保した庁舎とします。
- エリア防災に寄与する庁舎とします

ハード面の整備に加えて、職員配置の柔軟な切り替え、情報伝達手段の多重化、具体的な災害種別を想定した訓練など、ソフト面での対応強化も併せて検討を進めることで、災害に強い総合的な運用体制の構築を図ります。

【参考：災害に対するソフト面での対応の検討】

災害対応力の強化に向け、新庁舎の整備と併せ、以下のソフト面での対応についても今後検討を進める予定です。

（1）役割の柔軟な切り替え

- ・職員が通常業務から災害対応業務に迅速に移行できる職員配置の構築
- ・緊急時の協力・支援を円滑に行えるよう防災関係機関やNPO等との平時からの連携体制の構築

（2）情報伝達の多重化

- ・通信途絶や停電などの事態にも対応可能な情報伝達手段の多重化

（3）災害対応力の向上

- ・職員及び市民による地震直後や水害時、通信途絶時など多様な災害ケースを想定した訓練
- ・市民参加型訓練を通じた即応力の養成、地域全体での防災力向上

（1）災害の想定

新庁舎では、「あらゆる災害に対応する庁舎」を目指し、災害種別ごとに想定される被害と必要な対策を整理します。

これらの想定を基に、構造安全性の確保、浸水対策、設備の耐震化、風圧対策、ライフラインバックアップの確保など、庁舎として必要な防災性能の検討を行います。

【 表 13 新庁舎で想定される被害と対策手法 】

想定される災害種別		新庁舎で想定される被害	今後検討を行う対策手法
自然災害	地震※ ¹	・建物の構造的被害 ・天井等の非構造部材の落下 ・埋設管の破損	・高い安全性を確保した構造手法の採用 ・埋設管の耐震化 ・ライフラインのバックアップ確保
	外水・内水氾濫※ ²	・建物の浸水被害 ・設備類の故障	・浸水対策 ・ライフラインのバックアップ確保
	津波・高潮	（直接的な被害想定なし）	-
	暴風・竜巻	・風圧による損傷被害 ・電力途絶（インフラ設備の被害）	・外装、屋外設備類の風圧対策 ・ライフラインのバックアップ確保
武力攻撃等	ミサイル攻撃等	・電力途絶（インフラ設備の被害）	・ライフラインのバックアップ確保
大規模事故等	原子力発電所事故等	・電力途絶（インフラ設備の被害）	・ライフラインのバックアップ確保

※1 「(2)耐震性能」で詳細を示します。

※2 「(3)浸水対策」で詳細を示します。

（2）耐震性能

地震発生時に災害対応業務が適切に実施できるように、高い耐震性能を確保した構造計画とします。

①本市周辺の主要活断層の評価

- ・平成28年(2016年)に発生した熊本地震は、布田川断層帯及び日奈久断層帯の一部が活動したことにより生じたと考えられています。
- ・今後も、活動していない断層のずれにより地震が発生する可能性があり、引き続き大地震に対する対策が必要となります。

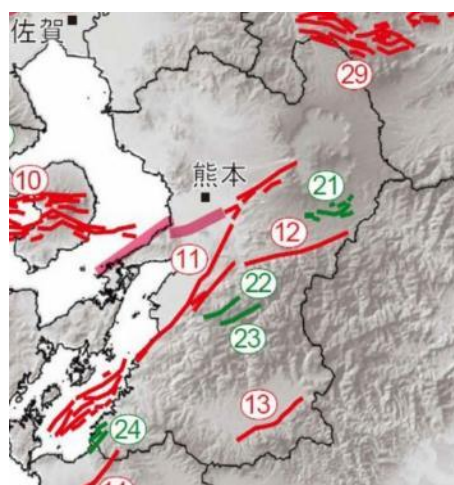
【 表 14 熊本市周辺の主要活断層の長期評価の概要 】

(出典:活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(令和 7 年 1 月 1 日での算定))

断層帯名	区間	地震規模予想 (マグニチュード)	地震発生確率			相対的 評価※
			30 年以内	50 年以内	100 年以内	
布田川断層帯	宇土半島北岸	7.2 程度以上	不明			X
	宇土	7.0 程度	不明			X
	布田川	7.0 程度	ほぼ 0%			Z
日奈久断層帯	八代海	7.3 程度	ほぼ 0~16%	ほぼ 0~30%	ほぼ 0~50%	S
	日奈久	7.5 程度	ほぼ 0~6%	ほぼ 0~10%	ほぼ 0~20%	S
	高野 - 白旗	6.8 程度	不明			X

※ 30年以内の地震発生確率

S:3%以上、A:0.1~3%未満、Z: 0.1%未満、X:不明(すぐに地震が起きることは否定できない)



⑪	布田川断層帯・日奈久断層帯
---	---------------

【 図 11 熊本市周辺の主要活断層の位置 】

(出典:活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(令和 7 年 1 月 1 日での算定))

②耐震安全性の目標設定

- ・①を踏まえ、本庁舎・議会及び区役所は、大きな地震が発生しても、災害時の司令塔となる防災拠点施設としての機能が継続できる高い安全性を確保する必要があることから、国の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」に基づき、耐震安全性の目標を以下のとおりとします。

構造体：Ⅰ類 建築非構造部材：A類 建築設備：甲類

【 表 15 耐震安全性の分類 】

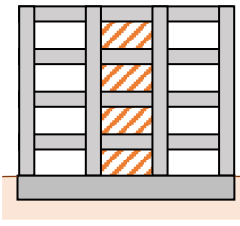
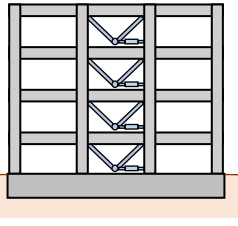
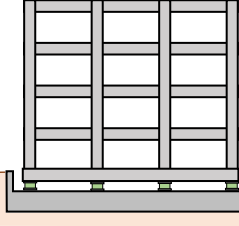
（出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説）

部位	分類	耐震安全性の目標
【構造体】 柱 梁 基礎 耐力壁等	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
【建築非構造部材】 外壁 屋根 建具 ガラス 間仕切り 内装材 天井材等	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
【建築設備】 電力供給設備 通信連絡設備 給水排水設備 空調設備等	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

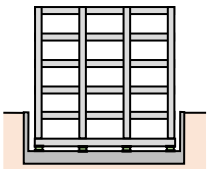
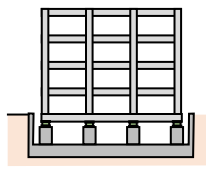
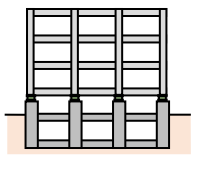
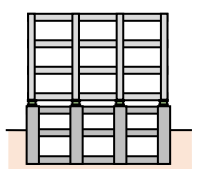
③構造形式の比較検討

- ・構造形式は、重要な防災拠点施設となる庁舎に求められる性能を踏まえ、免震構造を念頭に、構造特性や建設地の特性、構造合理性や経済性、工期などの観点から検討を行い、基本設計段階で最適な構造形式を決定します。
- ・免震構造を採用した場合は、浸水に対する安全性を考慮して免震装置の位置を決定します。

【 表 16 構造形式の比較 】

形式	耐震構造	制振構造	免震構造
概念図			
特徴	・柱や梁で地震に抵抗する。 ・耐震要素として耐力壁やブレースなどを配置する。	・制振装置が地震エネルギーを吸収し、主架構の損傷を抑える。	・免震層のダンパーが地震エネルギーを吸収し、主架構などの損傷を抑える。
長所	・経済性では最も優位。 ・一般的な技術水準で施工が可能。	・耐震構造に比べ地震時の揺れをやや抑えることができ、構造体等の損傷を抑えることが可能。	・建物全体がゆっくりと揺れ、構造体等の損傷も抑えられ、業務継続性に優れている。
短所	・地震時の揺れが大きい。 ・柱や梁等の躯体が大きくなり、耐力壁やブレースを各所に設ける必要があるため、平面計画上の調整が必要。	・建物の大きな揺れを制振装置が吸収するため、高層建物に適している。 ・中低層建物では揺れの低減効果が低く、実例が少ない。	・免震層・装置設置にコストがかかり、工期も必要。 ・中小地震では免震効果は一般的に低い、大地震時に効果が発揮される。

【 表 17 免震装置の位置 】

基礎免震	地下1階柱頭免震	1階柱頭免震	中間階免震
			
最下層に 免震装置配置	地下1階柱頭に 免震装置を配置	1階柱頭に 免震装置を配置	中間階に 免震装置を配置

（3）浸水対策

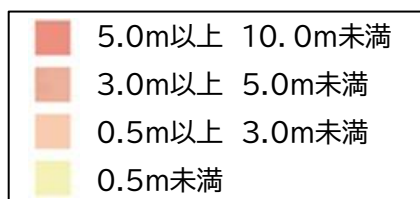
本庁舎・議会、中央区役所の敷地は、内水氾濫が発生した場合の想定浸水深が最大約0.2m程度、外水氾濫が発生した場合の想定浸水深が最大約1.4m程度であることから、建物出入口のかさ上げや止水板設置等による「浸水を防ぐ備え」に加え、仮に浸水した場合にも防災拠点施設としての機能が継続できるよう「浸水した場合の備え」を行います。

①浸水を防ぐ備え

- ・建物出入口の道路面からのかさ上げ(0.2m程度)
- ・建物出入口への止水板設置(1～2m程度)

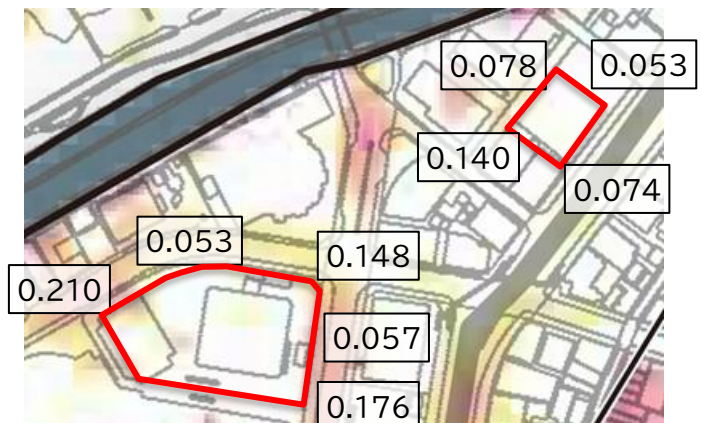
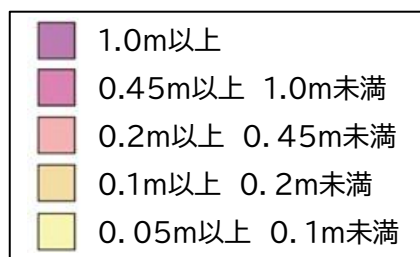
②浸水した場合の備え

- ・主要設備は想定浸水深以上の階に設置
- ・想定浸水深内にタンク等を設置する場合は、防水扉等を設置
- ・強制排水ポンプを設置



【 図 12 外水氾濫による浸水想定(桜町・花畑周辺地区) 】

(出展:熊本市ハザードマップ)



【 図 13 内水氾濫による浸水想定(桜町・花畑周辺地区) 】

(出展:熊本市内水浸水想定区域図)

（4）業務継続性能の確保

本庁舎・議会、中央区役所は、災害対応業務が適切に行える業務継続性能を十分に確保した庁舎を目指します。

①ライフラインのバックアップ機能

- ・電力途絶対策として、非常用発電機（72時間以上の燃料備蓄）を設置します。また、供給電源の多重化や外部電源車からの供給設備の導入、太陽光発電等の再生可能エネルギーの非常電源としての活用、蓄電池の導入について検討します。
- ・水道インフラ途絶対策として、72時間以上の飲用水用受水槽容量の確保及び飲料水の備蓄を行います。
- ・トイレ用の水源として、72時間以上の雑用水槽（中水）容量を確保します。また、雨水・井水利用を検討します。
- ・下水インフラ途絶対策として、7日分の緊急排水槽容量を確保します。
- ・空調熱源機器は、電気式と耐震性が高く途絶する可能性が低い中圧ガス管引き込みによるガス式を併用し、エネルギーの二重化を検討します。

②情報通信機能の維持

- ・通信引込回線の二重化及び情報システムの冗長化を行います。
- ・電話、インターネットの利用の他、防災無線や衛星電話などの整備による災害時の情報伝達手段の多重化を行います。

③防災備蓄機能

- ・災害対応業務を担う職員に必要な資材や食料、飲料水等の備蓄をします。

④災害時のセキュリティ維持

- ・災害時でも、行政情報や市民の個人情報の安全を確保するためのセキュリティ対策を行います。

⑤災害用ヘリポートの設置

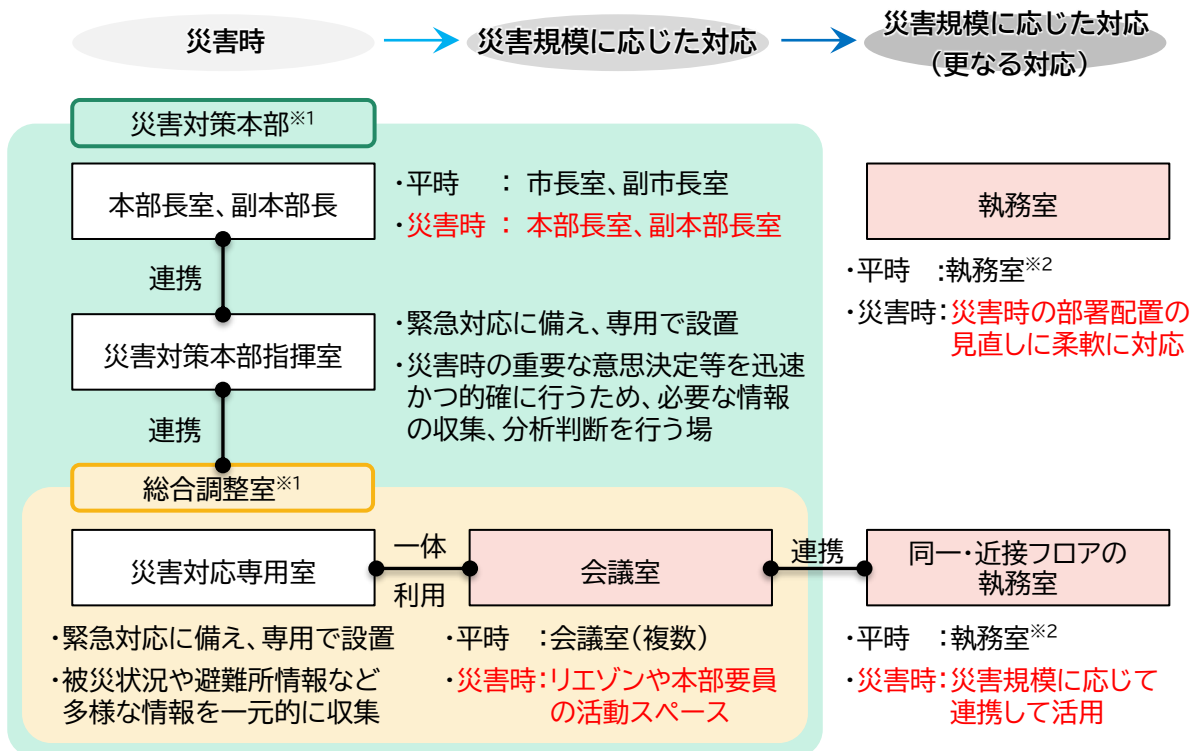
- ・ヘリポートについては、具体的な運用や活用方法を検討の上、必要性や代替性を整理し、設計段階で屋上の利用計画（太陽光発電設備や機器類の設置）や周辺環境への影響（景観など）を含め、総合的に設置の可否を判断します。

（5）災害時の可変性

本庁舎の災害対策本部は、突発的な災害に即応するための専用諸室を設けるとともに、災害規模に応じた可変性を有するよう整備します。

- ・災害時の重要な意思決定等を迅速かつ的確に行うため、必要な情報の収集、分析判断を行う「災害対策本部指揮室」を専用で設置します。
- ・被災状況や避難所情報など多様な情報を一元的に収集する機能を備えた「災害対応専用室」を専用で設置します。
- ・災害規模に応じたりエゾンの受入れや本部要員の増員に対応できるよう災害対応専用室に隣接して拡充可能な部屋（平時は、職員用会議室として利用）を設け、必要に応じて一体利用が可能となるよう計画します。（工事を伴わずに間仕切壁が移動可能な移動間仕切りの設置を想定）
- ・更に、将来的な受援規模の拡充や、大規模災害など現在の想定を超える事態となった場合に備え、同一・近接フロアの執務室※が、災害対応専用室の更なる拡充に対応できるよう計画します。また、他フロアの執務室※についても、災害対応部署の新設や拡充など、災害規模に応じた部署配置の柔軟性を確保します。

※ ユニバーサルレイアウトを採用：「4-3 執務機能」参照



※1 災害規模に応じて設置

※2 ユニバーサルレイアウトを採用：「4-3 執務機能」参照

【 図 14 災害規模に応じた対応と可変性を持つ室構成のイメージ 】

（6）エリア防災における新庁舎の役割

新庁舎は、災害発生時に指揮命令機能を担う災害対応の拠点として整備します。

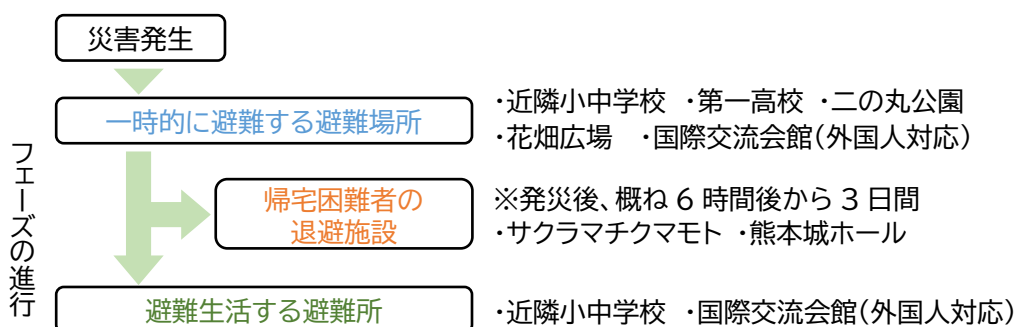
ただし、桜町・花畑周辺地区は来街者が多く、地震等の突発的災害時には多数の一時避難者や帰宅困難者が生じることが想定されるため、周辺の近隣施設と連携し、地域全体の防災力向上を図るよう計画します。

①災害時の近隣施設の役割

- ・新庁舎の近隣には、指定緊急避難場所として、近隣小中学校や二の丸公園、花畑広場等、帰宅困難者の退避施設として熊本桜町ビル(サクラマチクマモト・熊本城ホール)、外国人避難対応施設として熊本市国際交流会館が存在します。

【 表 18 近隣施設の災害時の役割 】

	施設名	役割
災害時の連携が想定される施設	近隣小中学校	・指定緊急避難場所 ・指定避難所
	熊本県立第一高等学校	・指定緊急避難場所
	熊本市国際交流会館	・外国人向け情報提供 ・外国人避難対応施設
	熊本城二の丸公園	・指定緊急避難場所 ・広域避難場所
	花畑広場	・指定緊急避難場所 ・(発生から3日後以降)災害ボランティアセンターの設置
	熊本桜町ビル (サクラマチクマモト) 熊本城ホール	・(発災から概ね6時間後～3日間)帰宅困難者の退避施設 ・備蓄倉庫(食料・水等約 11,000 人分×3 日) ・緊急救助用ヘリのホバリングスペース
	辛島公園地下駐車場	・国民保護計画に基づく地下避難施設
他施設	国立病院	・傷病者の輸送のためのヘリ緊急離着陸
	熊本城二の丸駐車場等	・消防受援時の応援部隊宿泊場所候補
	藤崎台球場	・自衛隊、警察等の部隊活動拠点候補



【 図 15 災害時の避難者の対応の想定 】

②災害時の近隣施設との連携

- ・周辺の近隣施設と連携し、地域全体の防災力向上を図るため、新庁舎低層部等に設けるオープンスペース(エントランスホール、交流・共創スペース等)については、災害時の活用を想定します。
- ・災害発生後の初動段階(発災から24時間以内)は避難情報等の発信や一時避難者の受入れを行い、応急対策段階(発災24時間後から3日まで)は近隣施設と連携した帰宅困難者や外国人の支援を図ります。
- ・被災者支援段階以降(発災4日目以降)は、災害ボランティアセンターの補完機能や医療チームの活動スペース、支援手続きの窓口機能など、被災者支援や復旧・復興活動の状況に応じて柔軟に活用することを想定します。
- ・オープンスペースの具体的な運用方法や機能については、設計段階で近隣施設との連携や役割分担について関係機関と協議の上、整理を行います。

【 表 19 オープンスペースの災害時の活用想定 】

	施設名	役割
初動段階・応急対策段階	情報発信	・被害情報、避難情報等の発信
	一時避難者対応	・隣接する指定緊急避難場所の花畑広場等と連携した来庁者や来街者の一時的な受け入れ
	帰宅困難者対応	・帰宅困難者退避施設(サクラマチクマモト、熊本城ホール)と連携した帰宅困難者の支援
	外国人対応	・外国人向け情報提供・避難対応を担う国際交流会館と連携した外国人の避難誘導支援
被災者支援段階以降	状況に応じた対応	・花畑広場に災害ボランティアセンターが設置された場合の補完機能の設置 ・災害派遣医療チーム等の活動スペースの設置 ・災害関係団体と連携した相談ブースの設置 ・災害関係の手続ブースの設置

2 手続・相談機能

【基本理念】

あらゆる災害からまもり様々な状況に柔軟かつしなやかに対応する庁舎
全ての人が使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎

整備方針

- 書かない、待たない、わかりやすい手続を目指します。
- 手続・相談内容に応じた目的の場所が、わかりやすい案内・サインとします。
- みんなに優しい、プライバシーに配慮した窓口スペースを整備します。
- 将来のニーズに対応できる可変性のある窓口スペースを整備します。
- 利用者特性に配慮した、快適に過ごすことができる待合スペースを整備します。

（1）手続・相談

①市民に身近な手続の集約

- ・現在、本庁で取り扱っている手続・相談のうち、市民の皆様にも身近なものについて、中央区役所へ集約して配置することで、来庁者が1つの用件で本庁舎と中央区役所を行き来しなくても済むようにします。

本庁舎		中央区役所	
平時	・市政全般の企画、広報 ・財政運営 ・土木行政、教育の推進など全市的施策の政策立案及び実施 ・広域行政の推進	平時	・市民生活に身近な行政サービスの提供 ・区のまちづくり推進
市民の利便性を考慮し、本庁が担う機能のうち 市民に身近な手続を担う部署を中央区役所へ配置			
災害時	・熊本市全体の災害対策	災害時	・国民健康保険料等の収納に関する手続 ・税に関する手続 ・マイナンバーカードに関する手続 ・市営住宅に関する手続 ・生活・仕事・住まいなどの相談

【 図 16 本庁舎側から中央区役所側への手続集約のイメージ 】

②わかりやすい案内

- ・案内人の配置や、AI技術の活用などにより、用件に応じた目的の場所をわかりやすく案内できる体制を整えます。

③手続のオンライン化

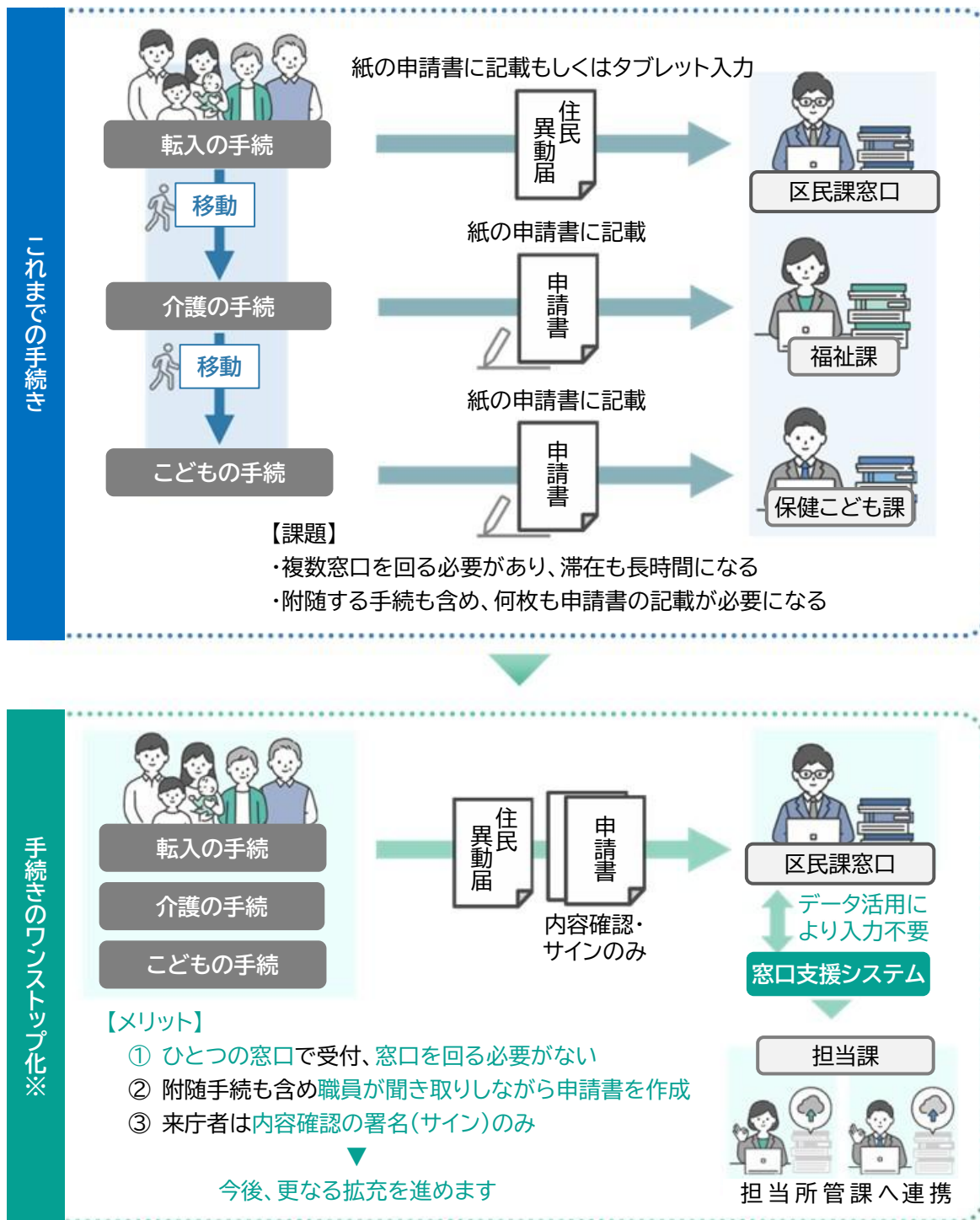
- ・来庁せずに手続ができるよう、オンライン申請について今後さらに拡充します。

④手続のワンストップ化(中央区役所)

- ・複数の部署にまたがる手続のワンストップ化を拡充します。

⑤書かない窓口(中央区役所)

- ・市民の利便性向上と業務効率化の両立が図られる、AIなどのデジタル技術や窓口支援システムを整備します。



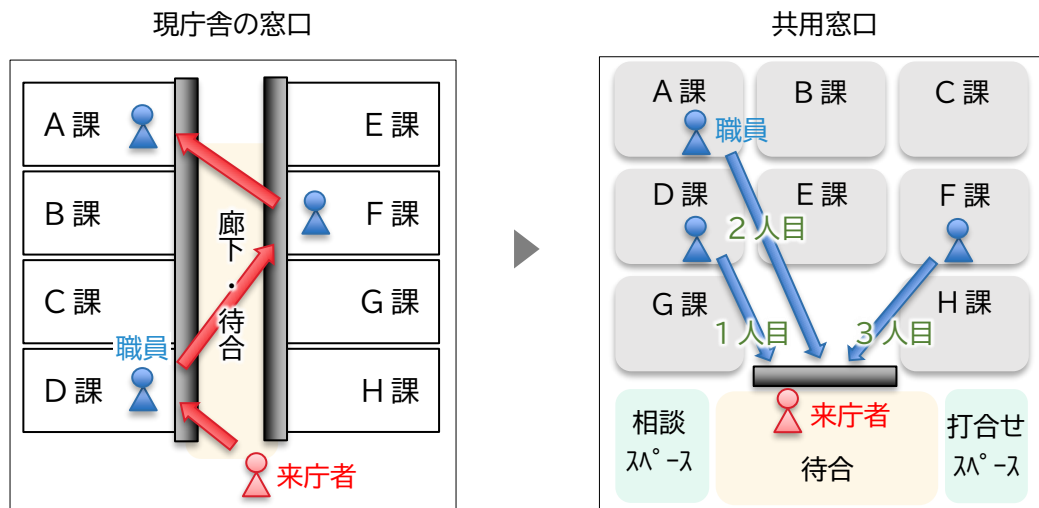
※ R8年(2025年)1月から、引越しや死亡に伴う国民健康保険や児童手当などの手続で開始

【 図 17 引越し等に伴う「書かないワンストップ窓口」のイメージ 】

（2）窓口スペース（本庁舎）

①窓口の共用化(新規取組)

- ・本庁舎では、各課に窓口を設置するのではなく、フロアごとに窓口を共用化します。複数の用務がある来庁者に対し、一つの窓口で、各課の職員が交代して対応することで、来庁者の利便性の向上を図ります。



【 図 18 窓口共用化のイメージ 】



中野区窓口(中野区提供)



中野区の窓口イメージ(中野区提供)

【 本庁舎の窓口イメージ 】

②プライバシーの保護

- ・プライバシー保護のためパーテーション等を設置します。

（3）窓口スペース（中央区役所）

①申請、相談など内容によるエリア分け

- ・届出や申請等の「受付」及び「交付」が主となる業務と「相談」業務のエリアを区分し、落ち着いた環境で相談ができるようにします。

②誰もが使いやすい窓口

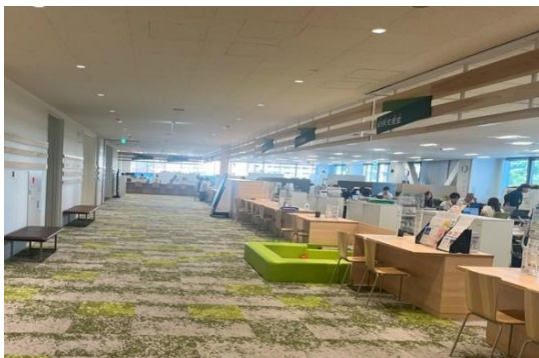
- ・障がいのある方、高齢者、乳幼児同伴の方など、利用者の特性に配慮したサインやレイアウト、機器を整備します。

③プライバシーの保護

- ・プライバシー保護のためパーテーション等を設置します。

④将来的な窓口縮小にも対応できる可変性

- ・将来、人口減少や手続のオンライン化等により窓口数や職員数が減少した場合にも、余剰スペースを集約して別用途への転用や貸出等へ対応できる空間とします。



守山市役所



渋谷区役所(出典:コクヨ HP)

【 中央区役所の窓口イメージ 】

4) 待合スペース、相談室、打合せスペース

①待合スペース

- ・適正な広さを確保し、ストレスなく待てる環境を整備します。
- ・障がいのある方、高齢者、乳幼児同伴の方など、利用者の特性に配慮した付加機能を設置します。（例：キッズスペース、授乳室、車いす専用待合スペース等）
- ・初めて来庁する人でも目的の場所を見つけやすいサイン計画・動線とします。

②相談室・相談スペース

- ・プライバシーに配慮した安心して相談できる個室を、十分な数整備します。
- ・併せて、簡易な相談を受けることができるセミオープンなスペースも整備します。



早川町役場庁舎(出典:イトーキ HP)



島田市役所(出典:コクヨ HP)

【 相談室、打合せスペースのイメージ 】

③打合せスペース(交流・共創スペースの一つ)

- ・事業者等が利用しやすいよう、窓口エリア周辺に配置します。
- ・また、ペーパーレスで打合せができるよう、モニター等を設置します。

3 執務機能

【基本理念】

あらゆる災害からまもり様々な状況に柔軟かつしなやかに対応する庁舎
全ての人が使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎

整備方針

- 職員間コミュニケーションを活性化させ、個人・組織の能力を最大限引き出し、質の高い行政サービスが提供できる執務環境とします。
- 行政ニーズの変化による組織改編等に柔軟に対応できる可変性のある執務室とします。
- 平時にも災害時にも使えるフェーズフリーな会議室とします。
- 文書及び物品の保管量を見直し、管理がしやすい書庫・倉庫を整備します。

（1）執務室

①レイアウト・座席

- ・行政ニーズの変化による組織改編や業務の拡大・縮小などに柔軟に対応できるユニバーサルレイアウトを前提としたオフィスレイアウトとします。
- ・部署単位のグループアドレスを基本とし、開放的で視認性の高いオープンフロアで、職員間のコミュニケーションを促進します。
- ・デスクサイズを統一し、レイアウトの変更を容易にします。

②打合せ・作業スペース

- ・複数人での共同作業ができるスペース、集中作業ができるソロワークスペース、相談・打合せができるスペース、周囲の音が気にならないWEB打合せスペース等、様々な形態のスペースを設け、効率よく働くことができる執務環境とします。



長崎県庁(出典:イトーキ HP)



長崎県庁(出典:イトーキ HP)

【 打合せ・作業スペースのイメージ 】

③複合機・共用備品

- ・スペース及び経費削減のため、複合機や共用備品を集約配置し、設置台数や在庫数の効率化を図ります。
- ・集約配置することで、利用する職員間の偶発的な会話を生み出し、コミュニケーションの促進を図ります。

④キャビネット・ロッカー

- ・業務上頻繁に利用する公文書を保管するため、執務室内に耐震性に優れたキャビネットを設置します。
- ・引き出し付の机、袖机等は廃止し、パソコン等の収納用の個人ロッカーを設置します

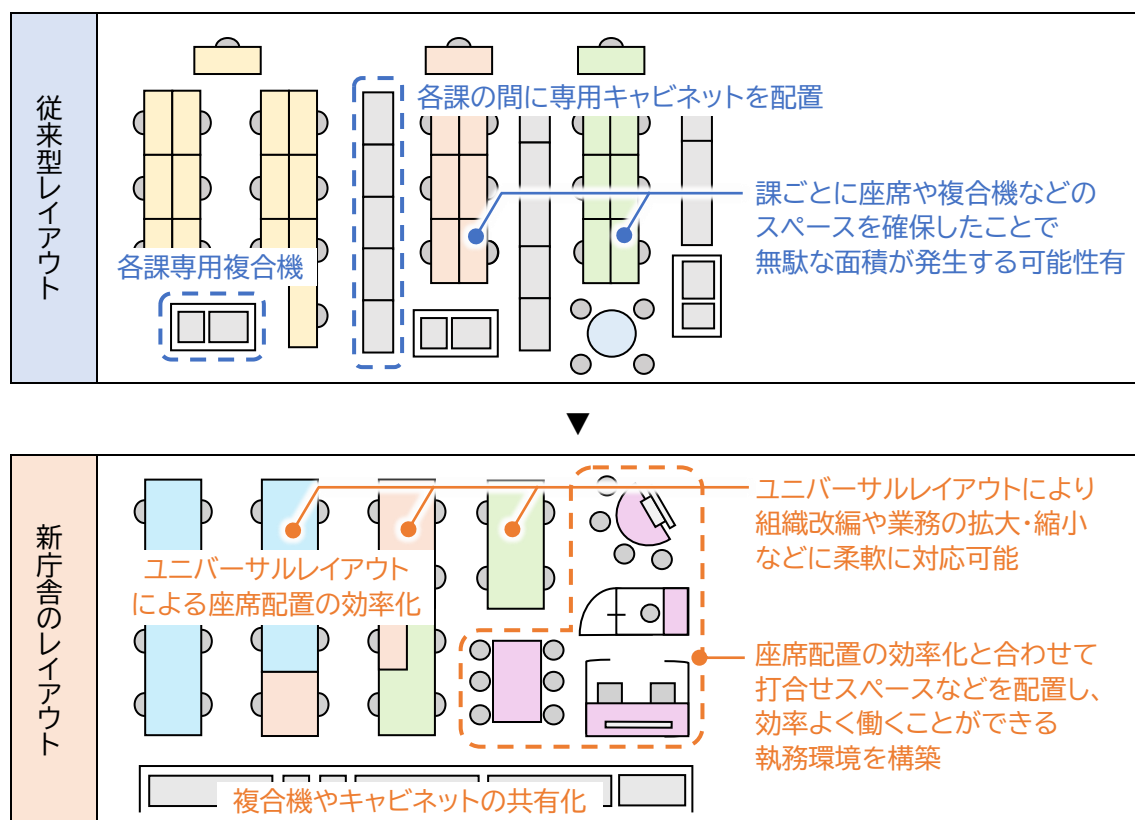


長崎県庁(出典:イトーキ HP)



(出典:イトーキ)

【 複合機・共用備品の集約、キャビネット・ロッカーのイメージ 】



【 図19 新庁舎の執務室のイメージ 】

（2）会議室

①運用・設備

- ・会議室は原則、全庁共用とします。
- ・効率的な運用のため、予約システムを導入します。
- ・WEB会議、ペーパーレスに対応するため、モニター等の設備を整えます。

②広さ・配置

- ・利用実態に基づき、様々な広さの会議室を必要な数整備します。
- ・整備数については、職員のみで行う少人数の会議は執務室内の打合せスペース等を活用することとし、個室で行う必要がある会議に対象を絞り算定を行います。
- ・一部の会議室は移動間仕切りとし、利用目的、利用人数に応じてフレキシブルに部屋の広さを変えられるようにします。
- ・全庁共用で効率的に利用するため、集約配置を基本とします。



イトーキ福岡オフィス(出典:イトーキ)



日本航空株式会社(出典:イトーキ HP)

【 WEB会議可能な会議室のイメージ 】

（3）書庫・倉庫

①書庫

- ・文書量削減目標を令和6年度文書量から50%減と設定の上、ペーパーレスを推進し、面積の適正化を図ります。
- ・効率的な公文書管理のため、集約配置や共用化を行います。
- ・新庁舎に保管する対象文書については、令和9年度末供用開始予定の公文書館に保管する文書との重複がないよう整理を行います。

②倉庫

- ・物品量削減目標を令和6年度物品量から50%減と設定し、面積の適正化を図ります。
- ・効率的な物品管理のため、集約配置や共用化を行います。

（4）福利厚生施設

①更衣室

- ・職員数に応じたロッカー数を確保します。
- ・ロッカーサイズの適正化等により、更衣スペースの面積合理化を図ります。
- ・現場用のヘルメットや長靴など装備品の保管場所を確保します。

②休憩室

- ・昼休憩時に業務から離れ、落ち着いて食事をとることができるスペースを確保します。
- ・昼休憩時以外は、打合せスペースとして利用します。

（5）市長関連室

- ・危機管理部門と近接配置し、災害時にスムーズに連携できるようにします。

4 議会機能

整備方針

- 議員や傍聴者のバリアフリー対応やユニバーサルデザイン等に配慮した計画とします。
- デジタル化に対応した、ICT環境の整った施設とします。
- 本会議場に乳幼児等と傍聴できる特別室を設置するほか、常任委員会室にも傍聴席を設置するなど市民に開かれた施設とします。
- 来庁者に分かりやすい動線計画・サイン計画とするとともに、セキュリティ対策を講じます。
- 議員控室は、議員数や会派の変動に柔軟に対応できる構成とします。

①本会議場

- ・傾斜がある対面形式とします。
- ・議長席や演壇における昇降設備やスロープの設置、ストレッチャーも通れるような、ゆとりあるスペースの確保等、バリアフリーやユニバーサルデザインを徹底します。
- ・車椅子利用者や高齢者、聴覚・視覚障がい者など様々な傍聴者に対応できる傍聴席の配置・設備を導入します。
- ・賓客の受入れや乳幼児等を伴う傍聴が可能となるよう特別傍聴室を設けます。

②委員会室

- ・現状と同様に、予算決算委員会室、議運・理事会室、常任委員会室、特別委員会室を設け、常任委員会室及び特別委員会室については市民傍聴を想定とした計画とします。

③議長室・副議長室

- ・賓客を想定し、熊本城への眺望が確保できる配置を検討します。

④議員控室等

- ・防音対策やプライバシーの確保、セキュリティ対策を十分に講じます。
- ・各会派用の会議室、共用の会議室を設けます。

⑤議会図書室

- ・議員だけでなく、市民が利用しやすい配置を検討します。
- ・市立図書館等のサービスと連携し、効率的に運用します。

⑥その他

- ・障がいがある方など誰もが利用しやすいよう多目的トイレを各階に配置します。
- ・授乳室等を設置します。

【 記載内容のほか、答申(参考資料2)に基づき計画します。 】

5 交流・共創機能

【基本理念】

多様な場所や空間があり、交流・共創と賑わいを生み出す庁舎

整備方針

- 新庁舎の各所に交流・共創スペースを設置します。
- 本庁舎は、「憩いと賑わいにつつまれ、新しい“何か”が生まれる空間」を目指します。
- 中央区役所は、「人、場所、想いをつなぎ、まちに動きを生み出す空間」を目指します。
- 新庁舎へ文化的処方※の活動を取り入れ、人や地域のつながりを促進します。特に、本庁舎低層階において、その活動を重点的に行います。
- 災害時、一時的な避難場所や臨時窓口等に活用することを想定します。
- 夜間・閉庁日の開放や民間活力の導入、事業スキームについて検討します。

※ 文化的処方：文化芸術（アート）の活用（処方）によって、心の安定や社会的なつながりを促進しようとする取組

（1）本庁舎

本庁舎は、熊本桜町ビルやくまもと街なか広場に隣接し、それらから熊本城への動線上にあるなどの立地を踏まえ、用務がある人だけでなく来街者・観光客など様々な人が気軽に立ち寄りたくなる機能を設置することにより、「憩いと賑わいにつつまれ、新しい“何か”が生まれる空間」を目指します。

①機能・用途

- ・敷居が低く、用事がなくてもいつでも気軽に寄れる

（例）◇入りやすい雰囲気で開放感のあるエントランス

- ◇飲食、休憩、会話など自由に使えるスペース
（カフェ・コンビニ等利便施設の併設も検討）
- ◇読書、自習、コワーキングなどに使える落ち着いた空間のあるスペース
- ◇熊本城を一望できる屋上
- ◇子育て世帯も気軽に立ち寄れるこどもが遊べるスペース

- ・周辺施設と調和し、憩いにも賑わいにもフレキシブルに使える

（例）◇くまもと街なか広場等の周辺施設と連携でき、イベントや式典等を開催可能な多目的に活用できるスペース・半屋外スペース
（イベントがない時は、休憩や待合などに利用できる）

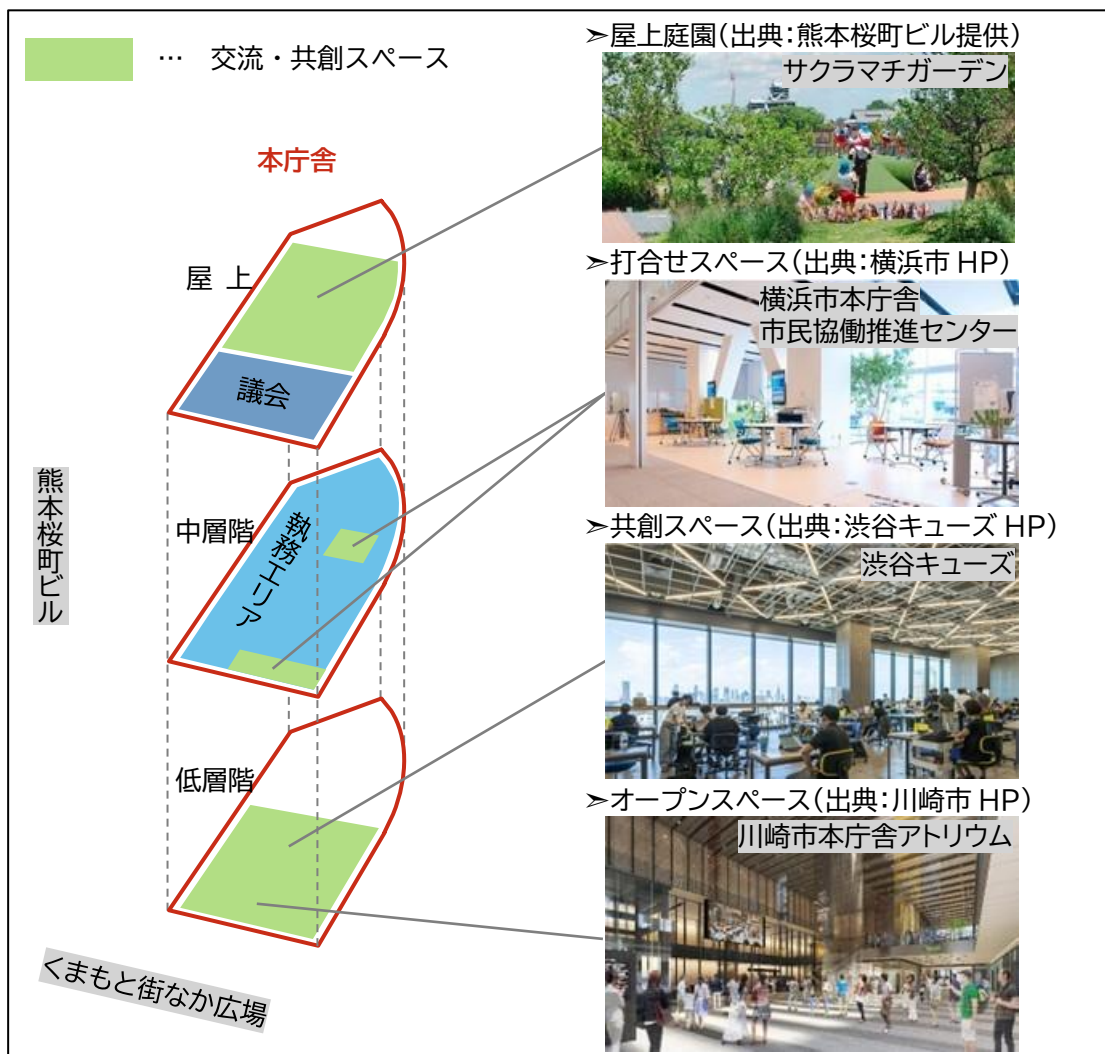
◇熊本桜町ビルと調和し、水や緑など熊本らしい自然を感じる庭園

- ・多様な交流が生まれ、市民と職員がつながり、共創できる場

（例）◇市民と職員の共創の場として会議や作業などが行えるスペース

◇市政や観光などの情報を発信するスペース

②配置・規模感のイメージ



※ 具体的な配置は基本設計段階で整理を行います。

③新庁舎における文化的処方活動

- ・本市は、東京藝術大学等との連携による文化的処方の実践研究などを通じ、心豊かな生活を楽しむことができる社会の形成を目指しています。
- ・新庁舎では、文化的処方の活動を取り入れ、人や地域がつながることによって新たな価値や関係を生み出し、一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。
- ・特に、本庁舎の低層階において、文化的処方の活動を重点的に行い、市民や職員の交流・共創を促進します。

※ 参考資料4に、本市文化顧問(東京藝術大学学長 日比野克彦氏)が考える文化的処方の拠点のイメージを掲載

（２）中央区役所

中央区役所は、手続・相談等で多くの市民が訪れる場所であるとともに、熊本城や長堀通り等から下通方面をつなぐ重要な立地であることを踏まえ、区民活動・交流のための機能はもとより、まちなかの回遊性向上に資する機能を配置することにより、「人、場所、想いをつなぎ、まちに動きを生み出す空間」を目指します。

①機能・用途

・区民の交流と活動の場

- (例)◇区民活動や区民と職員が交流や共創できるスペース
- ◇熊本城を眺めながら区民活動ができる屋上
 - ◇待ち時間などに利用可能なこどもが遊べるスペース
 - ◇読書、自習、飲食など自由な過ごし方ができるスペース
(カフェ・コンビニ等利便施設の併設も検討)

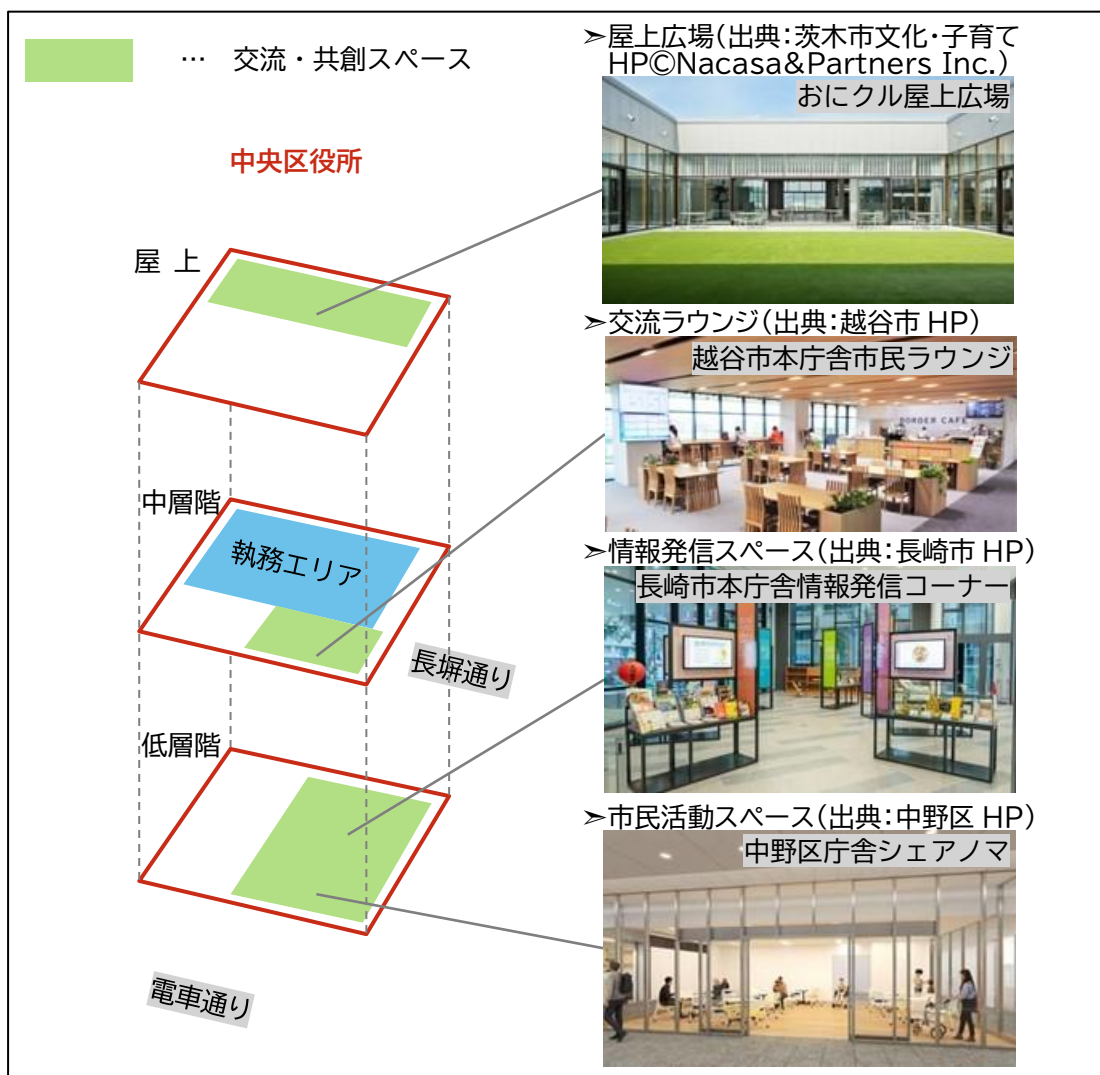
・周辺地域や市民活動を含め様々な情報を発信する場

- (例)◇熊本の歴史や震災、区の取組等を知ることができる情報コーナー
- ◇イベントや区民活動へ参加を呼び掛ける掲示等が可能なスペース
 - ◇区民活動の成果を展示・発表できるスペース

・場所をつなぎ、まちに回遊を生み出す

- (例)◇歩行者が立ち寄り、観光情報等を見ながら休憩できるスペース
- ◇居心地の良い歩行空間により回遊を生み出すピロティ
 - ◇周辺施設や商店街等と連動したイベント開催やマルシェ開催も可能な多目的に利用できるスペース

②配置・規模感のイメージ



※ 具体的な配置は基本設計段階で整理を行います。

6 駐車・駐輪機能

6-1 駐車場

【基本理念】

全ての人が使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎

整備方針

- 自動車から公共交通中心の移動手段への転換を促し、人中心としたまちづくりを進めるという都市政策の方向性を踏まえ、新庁舎の駐車場については、周辺駐車場の活用を前提に整備台数を設定し、駐車スペースの合理化を図ります。
- 本庁舎・議会は約80台、中央区役所は約75台分の駐車場を地下に整備し、周辺駐車場の活用分をあわせて必要台数の約345台を確保します。
- 来庁者用駐車場は新庁舎地下の駐車場と辛島公園地下駐車場で必要台数の約150台を確保し、駐車場を自由に選択できるようにします。
- 公用車は新庁舎地下の駐車場と周辺駐車場で必要台数の約190台を確保することとし、今後は庁内におけるシェアリングや公共交通利用促進により保有台数の削減を図ります。

（1）駐車場必要台数

新庁舎の駐車場に必要な台数は、来庁者用や公用、荷さばき用など利用実態を踏まえ、分類ごとに下表のとおり算出しました。

【表20 駐車場必要台数】

車両分類	算出方法	必要台数(台)		
		本庁舎・議会	中央区役所	
来庁者用	・計画来庁台数を設定し、時間帯ピーク率、平均駐車時間をかけあわせることで算出	約 50	約 100	約 150
公用	・現在の公用車台数及び利用実態を踏まえて設定 ・出先機関の公用車や議員の駐車も考慮	約 170	約 20	約 190
荷さばき用	・利用実態をもとに整備台数を算出	約 5 (4～6)	約 2 (2～3)	約 7 (6～9)
合計		約 225	約 120	約 345

※ 上記台数は各施設に必要な台数であり敷地内に配置する台数ではありません。

※ 算出結果は確定値ではなく、変更となる可能性があります。

（2）駐車場配置計画

本市では、自動車から公共交通中心の移動手段への転換を促し、“人中心”としたまちづくりを進めています。この方針に基づき、新庁舎敷地内の駐車台数は必要最小限にとどめ、本庁舎・議会に約80台、中央区役所に約75台分の地下駐車場を整備し、周辺駐車場を活用することで合計約345台を確保します。

新庁舎敷地内の駐車場は来庁者利用を優先することとし、公用車は辛島公園地下駐車場など周辺駐車場の利用を検討します。

本庁舎・議会の駐車場出入口は熊本高森線に設置し、交通への影響を考慮して左折による進入・退出とするとともに、バス通行に支障をきたさない形態や構造となるよう検討を行います。

また、中央区役所の駐車場出入口は、西側の市道に設置します。

【 表 21 駐車場配置計画 】

	本庁舎・議会	中央区役所	周辺駐車場	計
配置(整備)台数	約80	約75	約190	約345

来庁者用必要台数(再掲)	約50	約100
--------------	-----	------

【 表 22 車両分類ごとの配置計画 】

	本庁舎・議会	中央区役所	周辺駐車場
来庁者用	利用を想定		
公用	△(EV車等)	△(EV車等)	利用を想定

※ 周辺駐車場活用の詳細は今後検討を進めます。



【 図 20 新庁舎の駐車場出入口 】

6-2 駐輪場

【基本理念】

全ての人が使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎

整備方針

- 駐輪場の整備台数は、来庁者の需要や職員の利用状況、さらに庁舎移転に伴い閉鎖される駐輪場の影響を踏まえて設定します。
- 普通自動二輪車の利用にも対応できるよう、専用の駐車スペースの設置を検討します。
- 新庁舎敷地内では来庁者利用を優先し、将来の来庁者需要の変化に応じて、職員利用とのバランスから柔軟に変更できるように検討します。
- 放置自転車対策として駐輪場の利用は有料とします。
- シェアサイクルポートの設置については、近隣ポートの利用状況を踏まえて検討します。

(1) 駐輪場必要台数

来庁者へのアンケート調査や職員、公用自転車などの利用実態を踏まえ、分類ごとに算出しました。

【表23 駐輪場必要台数算出方法】

車両分類	算出方法
来庁者用	・計画来庁台数を設定し、時間帯ピーク率、平均駐輪時間をかけあわせて算出
公用	・公用バイク・自転車の利用実態を踏まえて算出
職員通勤用	・職員の利用実態を踏まえて算出

【表24 駐輪場必要台数】

車両分類	自転車(台)			原付・自動二輪(台)		
	本庁舎・議会	中央区役所		本庁舎・議会	中央区役所	
来庁者用	約 20	約 50	約 70	約 10	約 10	約 20
公用	—	約 20	約 20	—	約 10	約 10
合計	約 20	約 70	約 90	約 10	約 20	約 30
職員通勤用	約 360	約 40	約 400	約 210	約 20	約 230

※ 算出結果は確定値ではなく、変更となる可能性があります。

（2）駐輪場配置計画

必要な駐輪台数は、自転車が約90台、原付・自動二輪が約30台ですが、周辺エリアの駐輪場は、公営・民間ともに有料化され、来庁者や職員は、公営・民間の区別なく利用しています。

こうした状況に加え、周辺エリアでは駐輪場利用の需給バランスが概ね確保されていることから、新庁舎の駐輪場は、庁舎移転によって閉鎖される駐輪場とほぼ同数の約310台を整備します。

なお、新庁舎の駐輪場は、来庁者及び職員の双方が利用しますが、職員の利用が来庁者の利用を妨げることをないよう、今後、適切な利用方法等について詳細を検討します。

【 表 25 駐輪場配置計画 】

	配置(整備)台数		減少台数
	本庁舎・議会	中央区役所	閉鎖する駐輪場
駐輪場台数	約 210	約 100	約 310

【 表 26 利用者区分ごとの配置計画 】

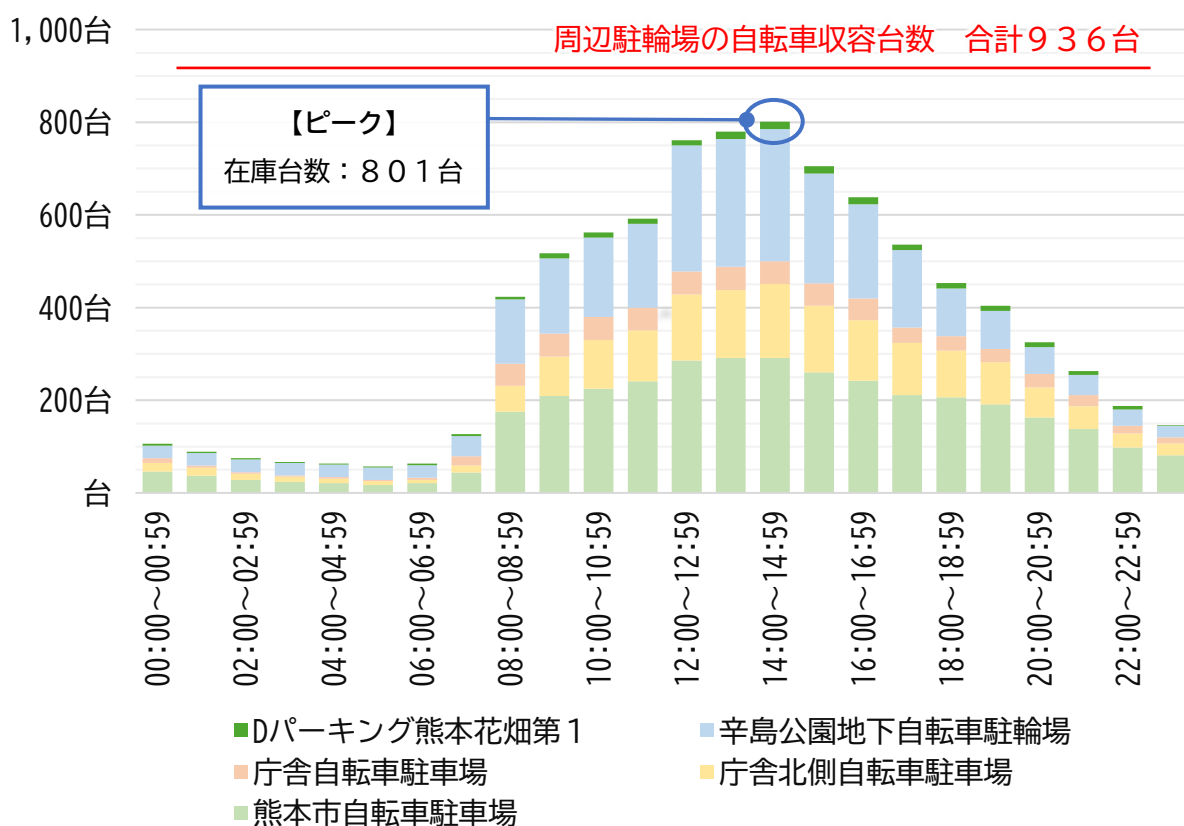
	本庁舎・議会	中央区役所	周辺駐輪場
来庁者用	整備予定(優先利用)		利用を想定
職員通勤用	※1		利用を想定
公用	整備予定		※2

※1 職員の利用は来庁者需要に応じ適宜検討を行います

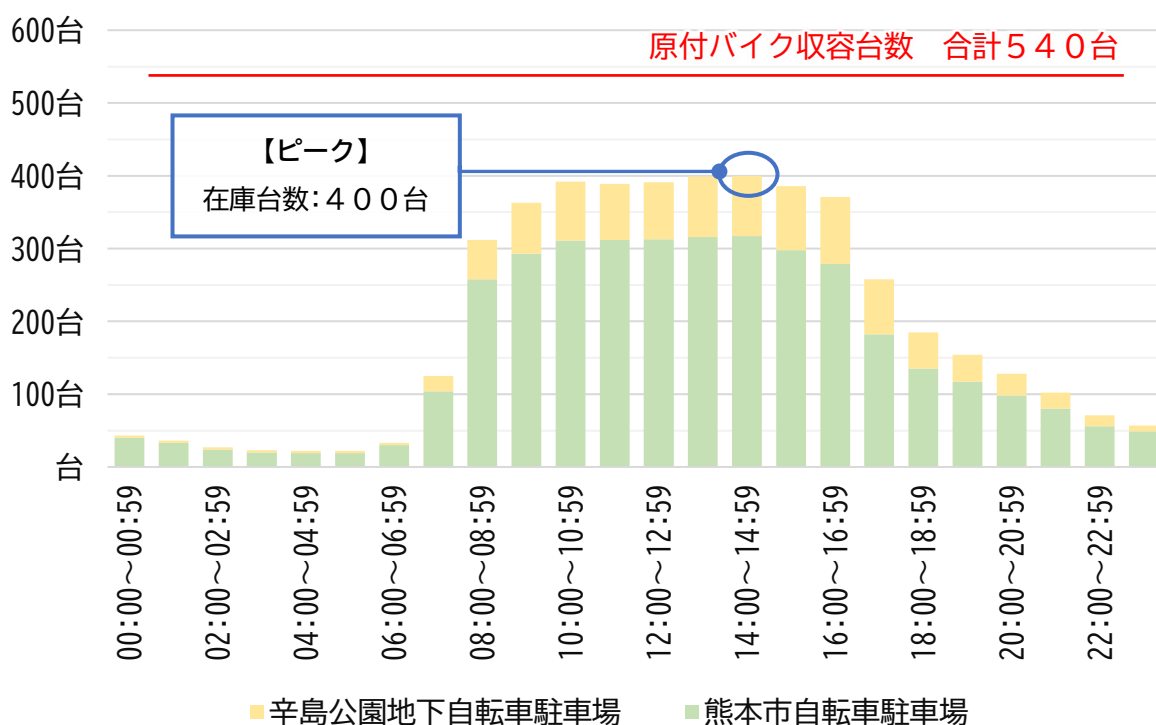
※2 敷地内駐輪場の利用状況に応じて周辺の公営駐輪場への配置を適宜検討します



【 図 21 新庁舎周辺の駐輪場 】



【図22 利用状況(自転車) R6.11.6 実績(利用最大日)】



【図23 利用状況(原付バイク)R6.8.20 実績(利用最大日)】

7 共通事項

7-1 環境への配慮

【基本理念】

恵まれた環境や限りある資源を活かし、育み、永く使うことができる庁舎

整備方針	○環境に配慮した庁舎を実現するため、ZEB※ Ready以上の認証取得を目指します。 ○再生可能エネルギーを活用し、脱炭素社会の実現に寄与する庁舎を整備します。 ○建物のライフサイクル全体を通じてCO2排出量の最小化を目指します。
------	--

※ ZEB(Net Zero Energy Building):建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを
目指した建物のこと。

(1)目標とするZEBランク

- ・省エネルギーの目標を「基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減」とします。
- ・創エネルギーについては、熊本市役所脱炭素化イニシアティブプラン(令和5年3月策定)にもとづき、太陽光発電設備の最大限の導入及び他の再生可能エネルギー設備の導入についても検討を進めます。
- ・目標とするZEBのランクは、「ZEB Ready以上」とします。

ZEB(ゼブ):Net Zero Energy Building(ネット ゼロ エネルギー ビルディング)

「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術※の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物（経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ）」を指し、達成の程度により4つのランクがあります。

※ 断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用等の建築計画的な手法

100% 一次消費エネルギー

省エネ

省エネ後

創エネ

実質（ネット）のエネルギー

基準建物のエネルギー

ZEB施設のエネルギー

ZEB ランク	基準一次エネルギー削減率		
	省エネ	創エネ	合計
ZEB	50% 以上	50% 以上	100% 以上
Nearly ZEB		25% 以上	75% 以上
ZEB Ready		—	50% 以上
ZEB Oriented	40% 以上	—	40% 以上

（2）再生可能エネルギーの活用等

- ・自然エネルギー（太陽光・通風など）を活用し、エネルギー消費の効率化を図ります。
- ・ペロブスカイト太陽電池などの新技術の活用も検討します。
- ・地下水等の熱源利用を検討します。
- ・雨水利用設備や節水器具の導入、雨水浸透枳の設置などによって、水資源の保全に配慮します。
- ・屋上などの緑化により熱負荷の低減やヒートアイランドの抑制を図ります。

（3）LCCO2（ライフサイクルカーボン）※抑制に向けた取組

- ・建設時のCO2排出抑制のため、リサイクル材など低炭素建材の活用を検討します。
- ・内装材等に木材を積極的に活用することで、CO2排出削減を図ります。
なお、木材の活用については県産材を優先します。
- ・運用段階でのCO2排出を抑制するため、空調・照明の効率化を図ります。
- ・将来的な設備改修やレイアウト変更に柔軟に対応可能な計画とすることで、ライフサイクル全体でのCO2排出量の削減を図ります。
- ・施工段階や運用段階におけるSCOPE3※2の概念（事業者の活動に関連する他者のCO2排出の抑制）を意識し、設計に取り組みます。

※1 LCCO2（ライフサイクルカーボン）：建築物の資材製造、建設、運用、維持保全、改修、解体・廃棄に至るまでのライフサイクル全体で排出されるCO2の総量のこと。

※2 SCOPE3（スコープ3）：SCOPE1（事業者自らによる温室効果ガスの直接排出）とSCOPE2（他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出）以外の間接排出を指し、15の活動に分類されている。

（4）その他の取組

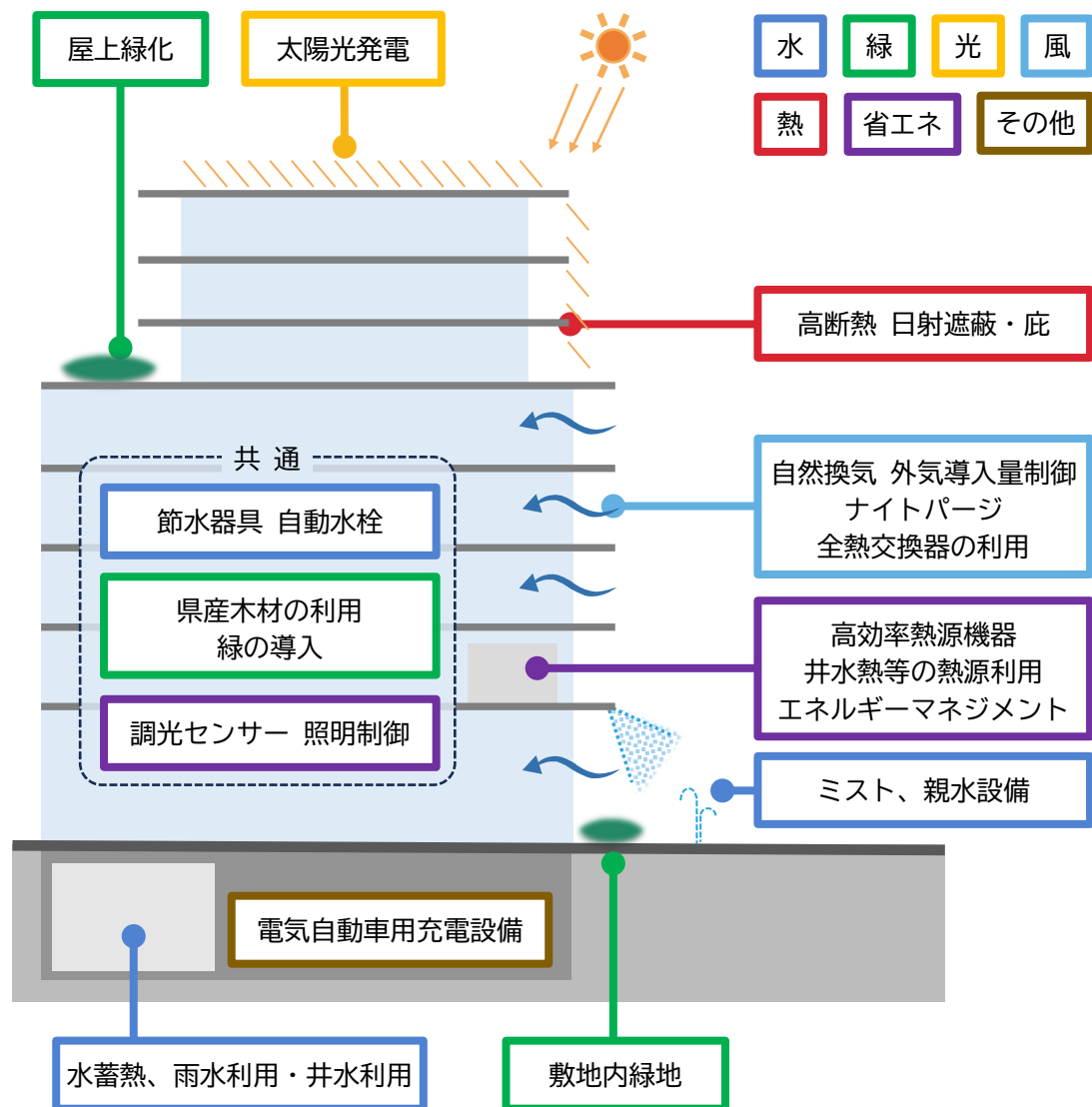
- ・新庁舎は、熊本市環境影響評価条例の対象事業に該当しないものの、その特例措置の基準である「CASBEE※－建築（新築）Aランク以上かつ4つの評価項目（室外環境（敷地内）、エネルギー、資源・マテリアル、敷地外環境）がレベル3以上」を考慮して計画します。
- ・設計段階において、水光熱費の目標値を設定するとともに、運用段階でエネルギー管理システムを最大限活用できる仕組みを構築し、実質的な省エネルギーの実現を図ります。

※ CASBEE：建築物の環境性能を省エネルギー、環境負荷の少ない資材の使用、室内の快適性、景観への配慮などを多角的に評価し、「S」から「C」までの5段階でランク付けにより総合的に評価・格付けするシステム。

（5）環境配慮技術の導入イメージ

- ・エネルギーを効率的に利用する技術と、建物内の環境を適切に維持するために必要なエネルギーを減らす技術を組み合わせて省エネルギーを図ります。
- ・BEMS※を導入し、エネルギー使用状況の可視化を行い、建物全体のエネルギー管理を最適化します。

※ BEMS(BUILDING Energy Management System)建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うもので、エネルギーの供給設備と需要設備を監視・制御し、需要予測をしながら最適な運転を行うシステム。



【 図 24 環境配慮技術の導入イメージ 】

※ 記載の内容は、今後導入を検討する環境配慮技術のイメージを示したものです。
導入の可否については、基本設計段階で整理を行う予定です。

7-2 景観形成・デザインの取組

【基本理念】

森の都の景観と調和し、地域の歴史を継承し文化を創出する庁舎

整備方針

- 新庁舎は、熊本市景観計画の景観形成基準※、桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画のデザインガイドラインにもとづき、桜町・花畑周辺地区の一体的な空間・景観形成に寄与する施設となるよう計画します。
- 新庁舎は、森の都の景観との調和を目指して、「地下水都市・熊本」をアピールできるよう緑や水の要素を取り入れた空間とし、熊本県産木材を使用した内装材等の導入を計画します。
- 新庁舎の高さは、周辺施設から熊本城を望む眺望に配慮し、良好な景観を形成できるよう計画します。

※ 良好な景観を形成するための行為の制限事項として定められた高さや形態、意匠、色彩・材料、緑化等の基準

（1）桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画との整合

本庁舎・議会、中央区役所の建設地である桜町・花畑周辺地区は、「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画」にもとづき、一体的な空間・景観形成が進められていることから、本庁舎・議会と中央区役所の景観・デザインについては、当該計画との整合を図ります。

①本庁舎・議会

- ・規制対象範囲内であり、規制誘導項目の内容を踏まえた景観・デザインを計画します。

②中央区役所

- ・関連区域に近接することから、規制誘導の拡大を意識し、規制誘導の考え方を考慮した景観・デザインを計画します。

桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画（平成26年7月策定）



桜町・花畑周辺地区の一体的な空間・景観デザインと利活用・運営管理の方針、及び指針として活用していくこととして策定された計画。デザインガイドラインとして、空間・景観デザインの考え方にそった規制誘導項目を定める

【対象区域】

シンボルプロムナードとこれに面する街区(図中赤枠で示す範囲)を対象区域とする

【関連区域】

関連区域(図中オレンジ色で示す範囲など)は、規制誘導の対象として拡大することが望ましい区域として、熊本城への景観を大切にするまちづくりがゆるやかに波及していくことを意図する

【規制誘導項目(抜粋)】

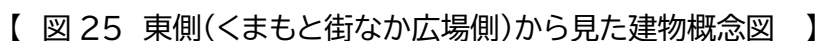
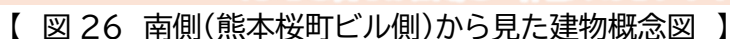
- ・熊本城が美しく見える眺望(点)※を確保する
- ・壁面を後退させて眺望を確保し、歩行者空間を充実させる
- ・多様で風合いのある素材・色彩を用いる

※ シンボルプロムナード上及び建物内に熊本城(天守閣・櫓・城内の緑)への優れた眺望を得られる場所(眺望点)を設定します。必ずしも天守閣が見えない眺望点でも城内の緑や櫓への眺望を確保し、熊本城との一体感を演出します。

- ・桜町・花畑周辺地区のデザインコンセプトである「熊本城と庭つづき『まちの大広間』」を継承し、まちの歴史・賑わい・緑を感じるデザインとします。
- ・くまもと街なか広場と一体的となり賑わいに寄与するよう、広場に面して建物の顔となる外観を形成します。また、くまもと街なか広場側の外構床面は、くまもと街なか広場と一体感のあるデザインとします。
- ・周辺の街並みとの調和やボリューム感を大事にし、くまもと街なか広場に立つ人が、自然と熊本城に向けて視線が誘導されるような外観デザインとします。

- ・上層部に熊本城が眺望できる展望スペースや屋上庭園を設けます。
- ・敷地内や建物への緑の導入や、親水設備などの整備を行い、緑や水の要素を取り入れた空間を創出します。
- ・待合スペースや交流・共創スペースなどの内装に県産木材を効果的に利用し、熊本らしさを感じる空間を目指します。

- ・建物の高さは、良好な景観形成となるよう熊本市景観計画における熊本城周辺地域の景観形成基準を尊重した計画とします。



（3）中央区役所の景観・デザイン

①デザインの方向性

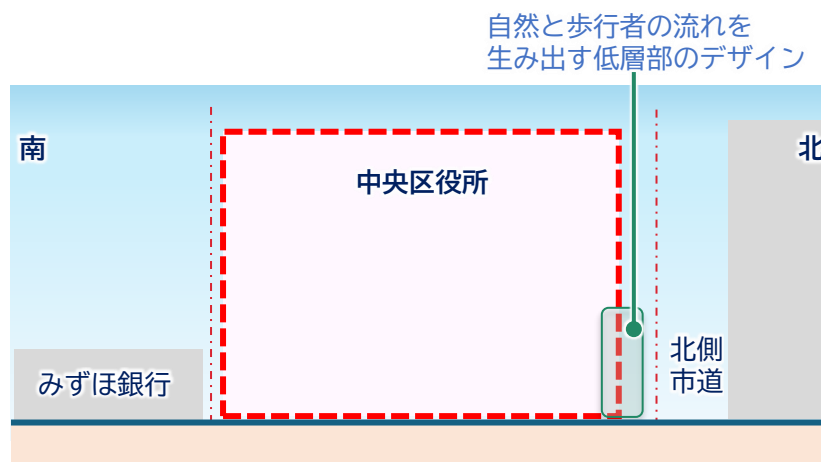
- ・熊本城との景観的な調和や周辺環境との連続性に配慮したデザインとします。
- ・低層部については、長堀通りと電車通り側をつなぎ、自然と歩行者の流れを生み出すデザインとします。
- ・電車通りや長堀通りからの歩行者に対し、交流・共創スペースなど内部の様子が外からも見えるような開放的なデザインを検討します。
- ・電車通りに向けて賑わいを感じられる建物の顔となる外観を形成します。

②市民に愛される庁舎となるための取組

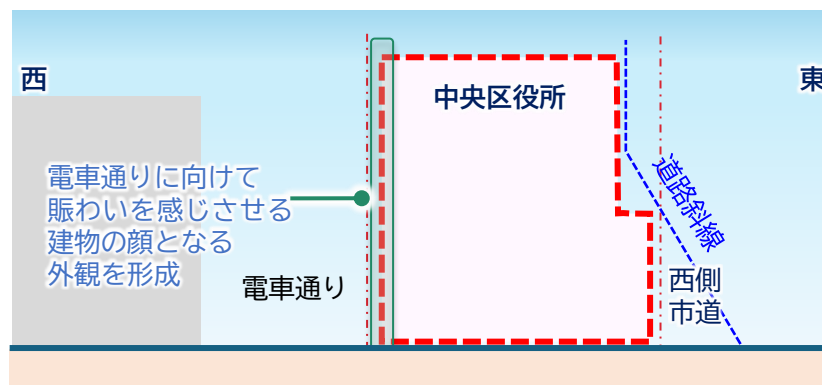
- ・上層部や屋上に熊本城が眺望できる場を確保します。
- ・待合スペースや交流・共創スペースなどの内装に県産木材を効果的に利用し、熊本らしさを感じる空間を目指します。

③建物高さに対する考え方

- ・建物の高さは、良好な景観形成となるよう熊本市景観計画における熊本城周辺地域の景観形成基準を尊重した計画とします。



【 図 28 東側(電車通り側)から見た建物概念図 】



【 図 27 北側(現庁舎側)から見た建物概念図 】

7-3 インクルーシブデザインの導入

【基本理念】

全ての人が使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎

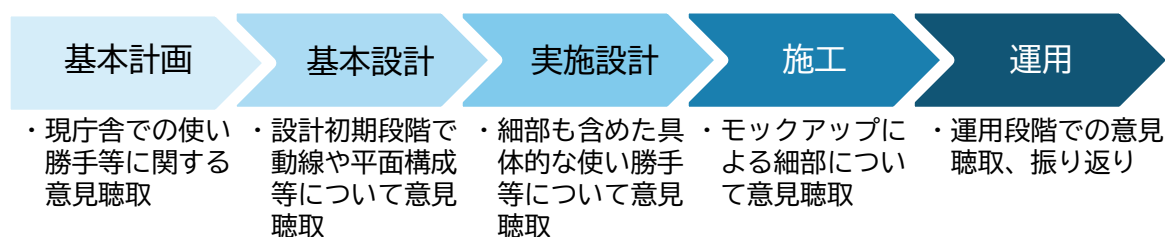
整備方針

○設計初期段階から段階的に、多様な利用者の意見を取り入れるためのインクルーシブデザインの手法を導入し、年齢・性別・障がいの有無・国籍を問わず、誰もが快適かつ安心して利用できる空間を整備します。

（1）インクルーシブデザインの導入

新庁舎は、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが快適かつ安心して利用できる空間を目指し、インクルーシブデザインの手法を導入して整備を行います。

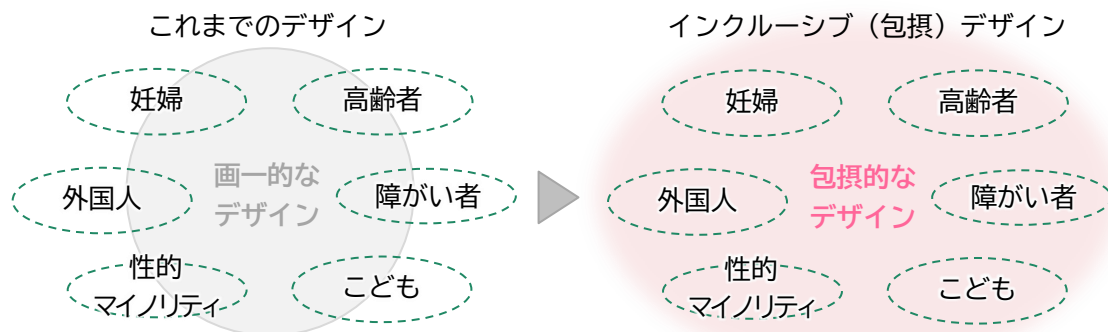
設計段階から施工、運用に至るまで、障がい者、高齢者、子ども、外国人など多様な利用者の視点やニーズを取り入れるための取組を進めます。



【 図 29 各段階における多様な視点やニーズを取り入れるための取組 】

インクルーシブ(包摂)デザイン

従来の設計プロセスでは考慮されにくかった障がい者、高齢者、子ども、外国人など多様な当事者の視点やニーズを積極的に取り入れ、誰もが公平に利用できる空間を創出する設計手法を指します。



（２）誰もが安心して快適に利用できる空間の整備

- ・トイレは、車椅子利用者やオストメイト利用者、子育て世代等の意見を聞き、誰もが安心して利用できるよう整備します。また、想定される利用者数に基づき、十分な数のトイレを整備します。
- ・授乳室やキッズスペースは、子育て世代等の意見を聞き、ドア幅やベビーベッドの高さなど使いやすさに配慮して整備します。
- ・カウンターや記載台は、車椅子利用者や子育て世代等の意見を聞き、高さ等に配慮して整備します。

（３）誰もが安全で円滑に通行できる移動空間の整備

- ・案内サインは、色覚多様性の方や外国人等の意見を聞き、色彩やピクトグラムなどを組み合わせ、直感的でわかりやすいデザインとします。
- ・点字ブロックや音声誘導装置は、視覚障がい者等の意見を聞き、安全性を十分に考慮して整備します。



赤色が見にくいとの意見を元に
非常ボタンの色を緑色に変更
(熊本城ホール)



要望により小便器の上部に手摺を設置
(東区役所)

7-4 セキュリティの確保

【基本理念】

全ての人が使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎

整備方針

○行政機能の安定的な運営のために、情報資産をはじめ、利用者や施設などの安全を確保し、市民サービスの信頼性と業務の継続性を維持できるよう、適切なエリア分けを行います

(1) セキュリティの考え方

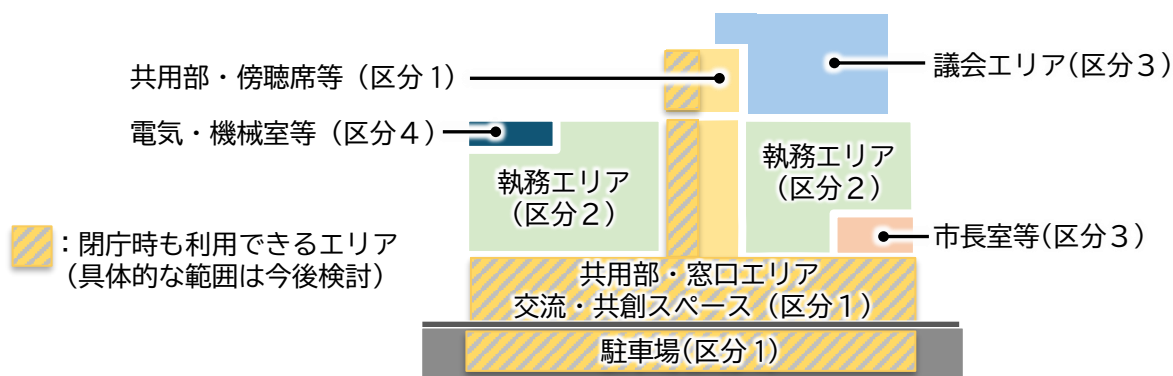
庁舎内には、窓口、交流・共創スペースなど広く開かれた部分や、個人情報をはじめとする行政情報を扱う執務室、システム運用に必要なサーバー室など、求められるセキュリティの度合いが異なるエリアが存在することから、利用対象者に応じたセキュリティ区分を設定します。

(2) セキュリティ区分の考え方

- ・各セキュリティ区分において、機密性に応じた入退室管理を行うことを基本とします。
- ・低層部や屋上等への設置を予定している交流・共創スペースやその場所に至る経路（共用部）については、平日夜間や休日などの閉庁時にも、行政機能部分から独立して来庁者が利用できるようセキュリティ区分を行います。

【表27 セキュリティ区分の考え方】

区分	利用対象者	利用可能範囲	セキュリティ内容
4	管理者	サーバー室、電気・機械室等	関係者以外立入禁止（原則施錠）
3	議員	議会エリア	議員・所属職員または許可を得た者のみ立入可
	一部の職員	市長室等	
2	職員	執務エリア	職員のみ立入可
1	どなたでも	共用部・窓口エリア 交流・共創スペース、駐車場	市民を含めた全ての者が立入可



【図30 セキュリティゾーニングのイメージ】

※この構成はイメージであり、実際の配置とは異なります。

7-5 長寿命化・ライフサイクルコストの低減

【基本理念】

恵まれた環境や限りある資源を活かし、育み、永く使うことができる庁舎

整備方針

○建物の長寿命化と施設の維持管理費の抑制を図ることで、ライフサイクルコストを低減します

（１）長寿命化に向けた取組

- ・目標耐用年数は、「熊本市公共施設等総合管理計画」「熊本市公共建築物長寿命化指針」にもとづき70年を基本としつつ、設計段階で更なる長寿命化を検討の上、具体的な年数を設定します。
- ・適切な時期に適切な保全を行う「計画保全」の実施を想定し、仕様を踏まえた長寿命化計画を策定します。
- ・将来、維持管理にBIM(Building information Modelling：材料や仕上げ、性能などの属性情報も付属した建物の3次元モデル)を活用した場合に対応できるよう仕様や点検・修繕履歴等のデータ一元化を行います。

（２）メンテナンス性・更新の容易性の確保

- ・日常点検や修繕が容易に行えるよう動線や作業スペースの適切な確保を行います。
- ・空調・電気・給排水などの設備機器類は、容易に更新できるよう配慮した配置計画とします。
- ・改修時に部分的に停止・更新できるように設備の分割管理を行い、改修時の影響範囲の最小化を図ります。

（３）維持管理費用の抑制

- ・保守性に優れた仕様を採用し、維持管理に要するコストの軽減を図ります。
- ・材料や設備機器を選定する際は、耐久性・メンテナンス性などを考慮し、ライフサイクル全体におけるコストの最小化を目指します。

7-6 可変性の確保

【基本理念】

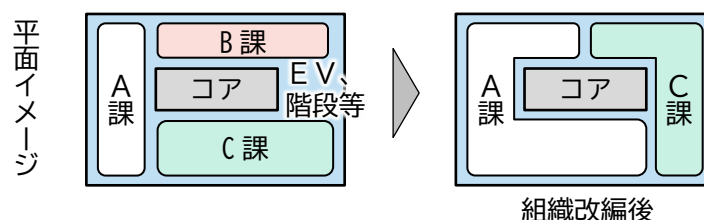
恵まれた環境や限りある資源を活かし、育み、永く使うことができる庁舎

整備方針

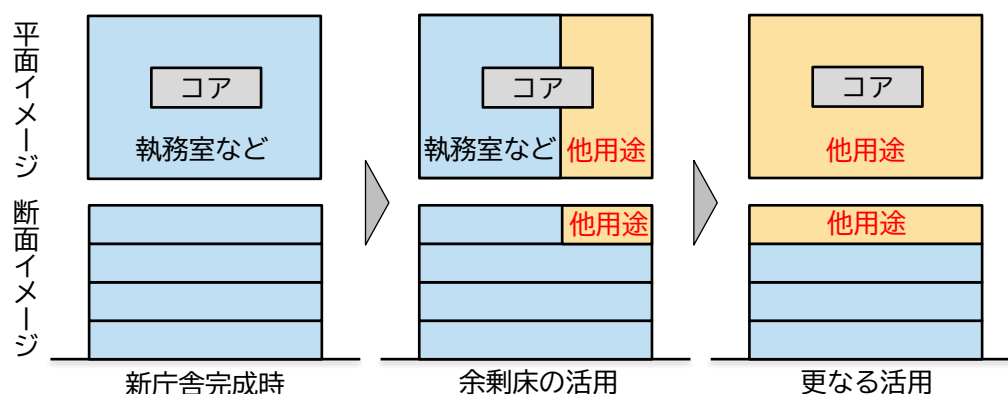
○将来の行政ニーズの変化や組織改編等に対応できる、可変性の高い庁舎とします。

（1）可変性を持たせた整備手法

- ・将来の行政ニーズの変化や組織改編に対応したレイアウト変更を容易にするため、構造躯体（スケルトン）と間仕切りや設備（インフィル）を分けて施工するスケルトン・インフィルを採用します。
- ・レイアウト変更を想定したエリア単位で制御可能な電気・空調設備を整備をします。
- ・職員数や来庁者の減少に伴い余剰床が生じた場合を想定し、交流・共創スペースへの転用、部分的な貸し出し、その他の用途への変更などに対応できる汎用性の高い計画とします。
- ・災害時には、会議室や執務室、共用部を災害対策機能に拡張できる構成とします。



【 図 31 行政ニーズの変化等による組織改編への対応イメージ 】



【 図 32 余剰床が生じた場合の貸し出し、用途変更のイメージ 】

7-7 DXの推進

【基本理念】

あらゆる災害からまもり様々な状況に柔軟かつしなやかに対応する庁舎
全ての人が使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎

整備方針

- ODX の推進を前提とし、多様化する行政ニーズと効率的な業務運営に対応できる庁舎とします。
- 将来的に導入が予想される最新のデジタル技術への対応も視野に入れた庁舎を目指します。

（１）最適なデジタル技術の整備

- ・情報セキュリティを維持しつつ、職員が場所を問わず効率的に業務を行うことができる情報ネットワーク基盤を構築します。
- ・行政サービスの向上と業務効率化が両立できる利用者（市民、職員）目線を踏まえたデジタル技術を導入します。
- ・あらゆる災害に対応できる庁舎を目指し、主要な通信設備を冗長化するとともに、非常用電源を確保します。さらに、可用性を高めるため、適切なクラウドサービスの活用を推進します。

（２）将来への対応

- ・将来的に導入が想定されるAIやロボットなどのデジタル技術を見据えた拡張性や柔軟性のある設計とします。（配置計画や配管敷設、電源設置等）

【 表 28 新庁舎に導入が想定される技術 】

	住民サービスの向上	職員の生産性向上 セキュリティ対策
導入済みの技術	・ワンストップサービス導入 ・書かない窓口導入 ・オンライン申請導入 ・キャッシュレス導入 ・混雑状況配信	・テレワークの環境整備 ・ペーパーレス化の推進 ・端末の静脈認証導入
将来的に導入が 想定される技術	・来庁者予約サービスの提供 ・AI受付サービスの導入	・会議室の予約システム導入 ・空調、照明の自動制御導入 ・防犯対策用AIカメラの導入 ・サービスロボットの導入 ・入退出管理システムの導入

第5章 施設規模、施設イメージ

1 必要床面積

（1）新庁舎に集約する施設・職員数

新庁舎に集約する対象は、「現庁舎（本庁舎・議会棟・中央区役所）」「駐輪場別館の執務室フロア（5～8階）」「民間ビル4棟で賃借中のフロア」です。

【表29 集約対象施設の職員数・床面積等（令和6年（2024年）4月1日現在）】

集約対象施設		職員数※1	委託業者 座席人数※2	床面積※3
現庁舎	本庁舎	1,887 人	205 人	28,810 m ²
	議会棟	90 人	—	6,284 m ²
	中央区役所	409 人	75 人	4,593 m ²
駐輪場別館		103 人	6 人	1,591 m ²
民間ビル4棟		436 人	82 人	6,682 m ²
合計		2925 人	368 人	47,960 m ²

※1 議員・特別職・会計年度任用職員を含む

※2 職員以外で業務委託により執務室内に座席が必要となる人数（令和7年（2025年）7月時点）

※3 駐輪場別館は5階～8階の床面積、民間ビルは賃借面積に共有部相当面積を加算した床面積

（2）新庁舎の想定職員数

本庁舎と中央区役所の部署配置にあたっては、本庁機能のうち、市民に身近な手続を担う部署を中央区役所へ集約※することで、来庁者が一つの用件で本庁舎と中央区役所を行き来しなくても済むようにします。

※P34「第4章 新庁舎の機能 2 手続・相談機能」参照

上記配置を踏まえた本庁舎・議会、中央区役所に配置する職員数は、集約対象施設に現在勤務する職員数 2,925人を基本に、「第7次熊本市定員管理計画」(令和7年(2025年)3月改定)に基づく増員等を反映した職員数約2,980人とします。

加えて、職員以外で業務委託により執務室内に座席が必要となる人数は、現状と同等の約370人とします。

【 表 30 新庁舎の想定職員数 】

集約対象施設				新庁舎		
		職員数※1	委託業者 座席人数※2		職員数※1	委託業者 座席人数※2
本庁舎等	本庁舎	1,887人	205人	 ・定員管理計画に基づく増員(約50人) ・新庁舎で想定する部署配置	本庁舎※3 ・議会	約 2,310人 約 280人
	議会棟	90人	—			
	駐輪場別館	103人	6人			
	民間ビル4棟	436人	82人			
中央区役所		409人	75人		中央区役所※3	約 670人 約 90人
合計		2,925人	368人		合計	約 2,980人 約 370人

※1 議員・特別職・会計年度任用職員を含む

※2 職員以外で業務委託により執務室内に座席が必要となる人数

※3 本庁機能の一部を中央区役所に配置することを想定

（2）新庁舎の必要床面積

想定職員数及び交流・共創スペースへ導入する機能等の想定に基づき、本庁舎・議会、中央区役所の必要床面積を下表のとおり設定します。

【 表 31 新庁舎の必要床面積 】

		集約対象施設		新庁舎※2	
本庁舎・議会	本庁舎等※1	37,083 ㎡	43,367 ㎡	49,500 ㎡	56,000 ㎡
	議会	6,284 ㎡		6,500 ㎡	
中央区役所		4,593 ㎡		19,000 ㎡	
合計		47,960 ㎡		75,000 ㎡	

※1 集約対象施設については、駐輪場別館及び民間ビル分(8,273 m²)を含む
 なお、市役所駐車場(民間部分を除く市営駐車場約 8,000 m²)は含まない

※2 駐車場を含む

【 表 32 新庁舎の必要床面積の内訳 】

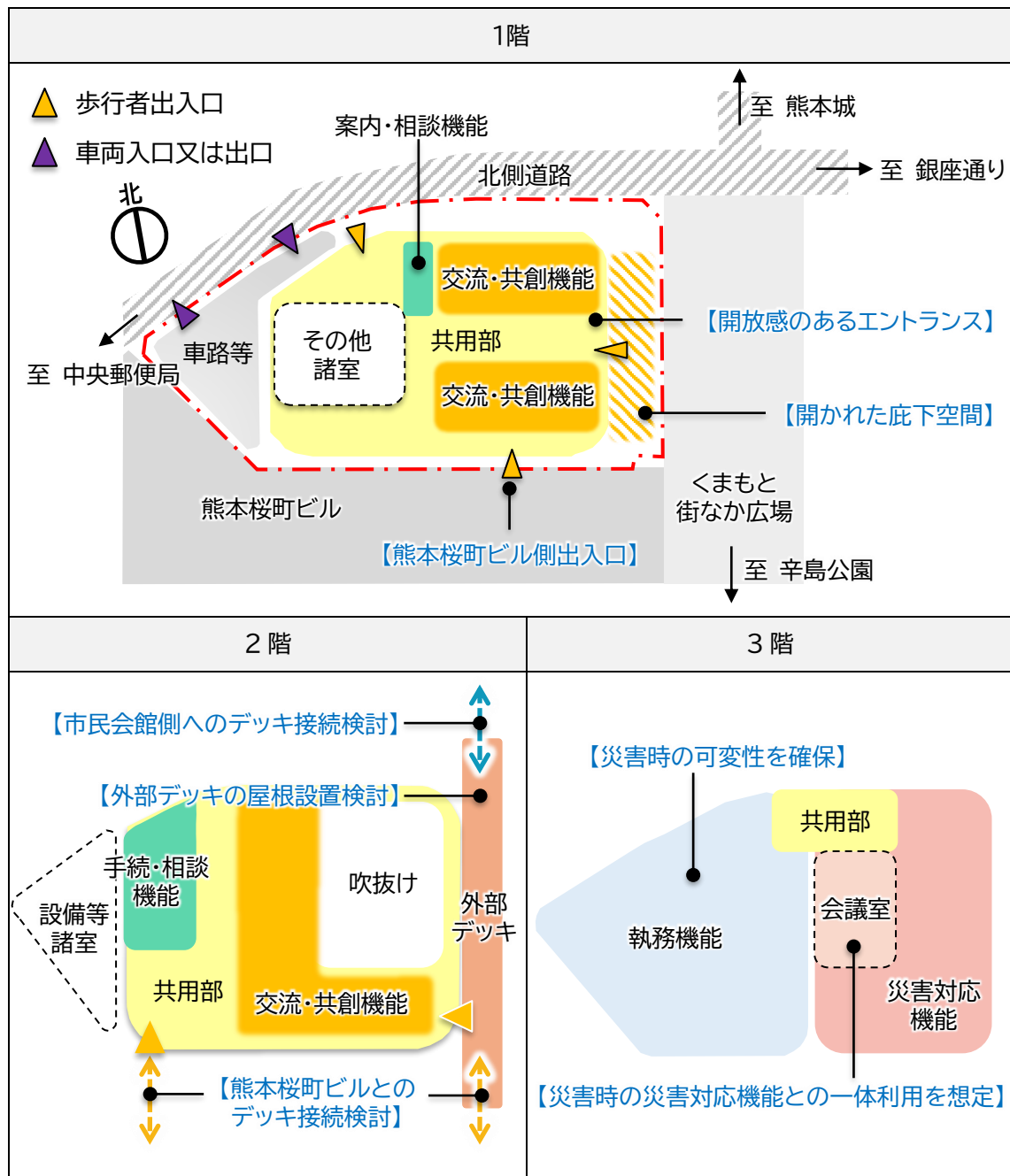
	新庁舎		
	本庁舎・議会	中央区役所	
執務室	16,470 m ²	4,810 m ²	22, 720 m ²
窓口スペース	260 m ²	1,180 m ²	
会議室	1,860 m ²	270 m ²	2,130 m ²
災害対応スペース	1,940 m ²	160 m ²	2,100 m ²
(うち平常時会議室利用重複分)	▲1430 m ²	▲130 m ²	▲1,560 m ²
待合スペース・相談スペース	310 m ²	830 m ²	1,140 m ²
倉庫・書庫	950 m ²	270 m ²	1,220 m ²
その他諸室	2,900 m ²	460 m ²	3,360 m ²
交流・共創スペース	2,100 m ²	900 m ²	3,000 m ²
半屋外スペース	1,500 m ²	—	1,500 m ²
設備・共用部	15,370 m ²	5,220 m ²	20,590 m ²
駐車場	7,270 m ²	5,030 m ²	12,300 m ²
議会	6,500 m ²	—	6,500 m ²
合計	56,000 m ²	19,000	75,000 m ²

2 施設イメージ

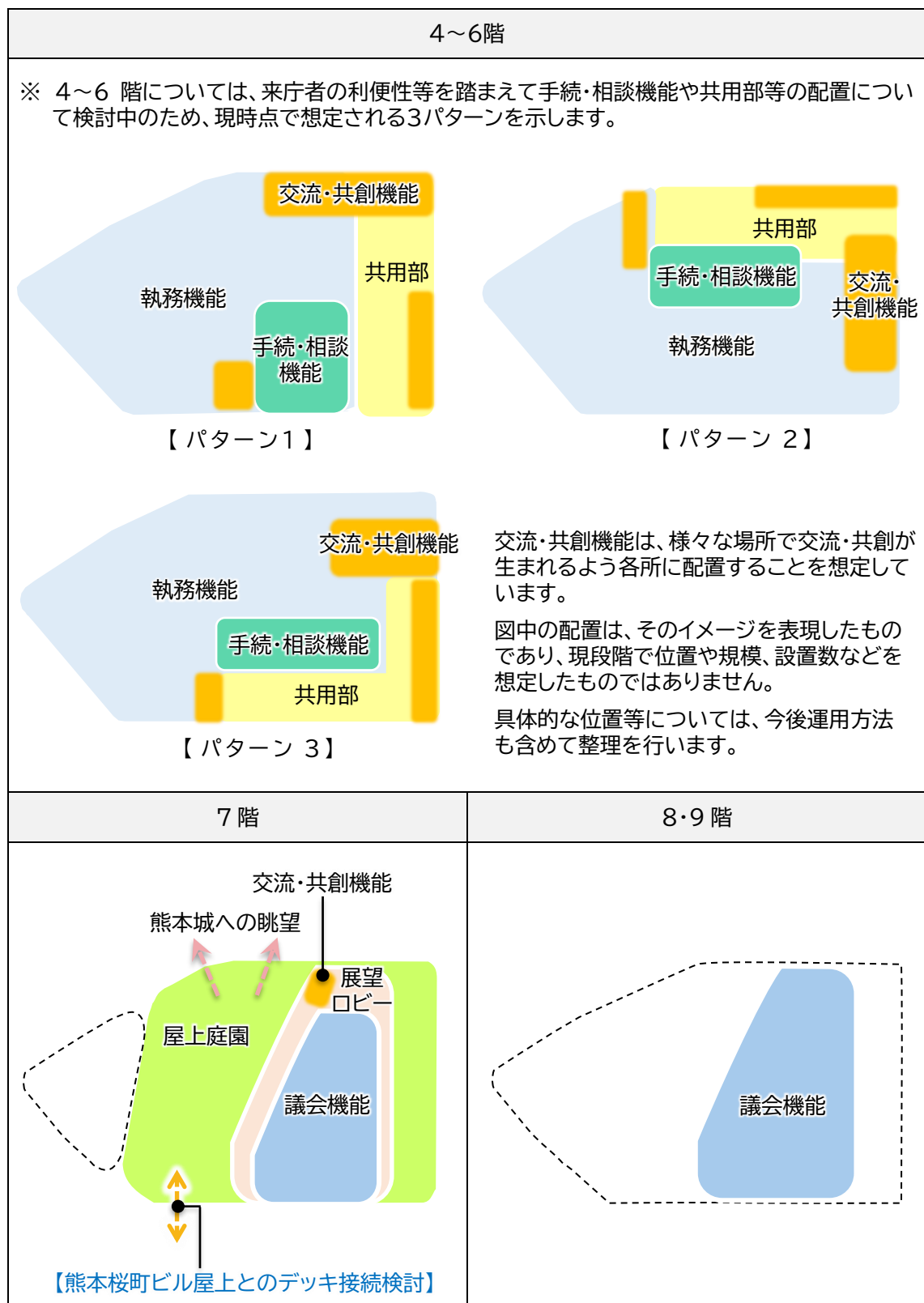
（1）本庁舎・議会の施設イメージ

施設の規模や諸室の配置等は、基本設計段階で具体的な整理を行います。現時点において、本庁舎・議会は地下1階・地上9階建ての規模を想定しています。

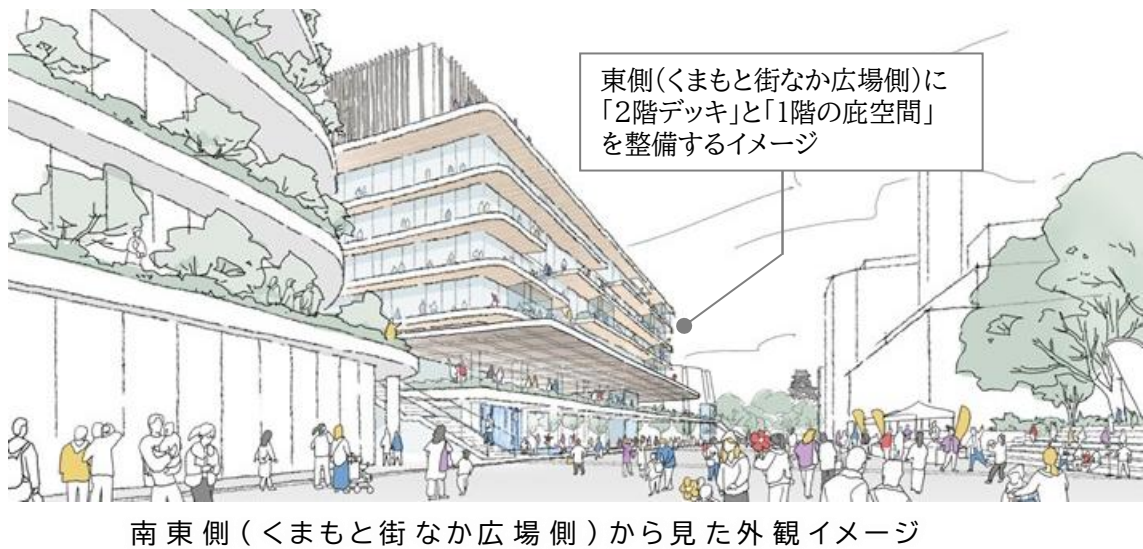
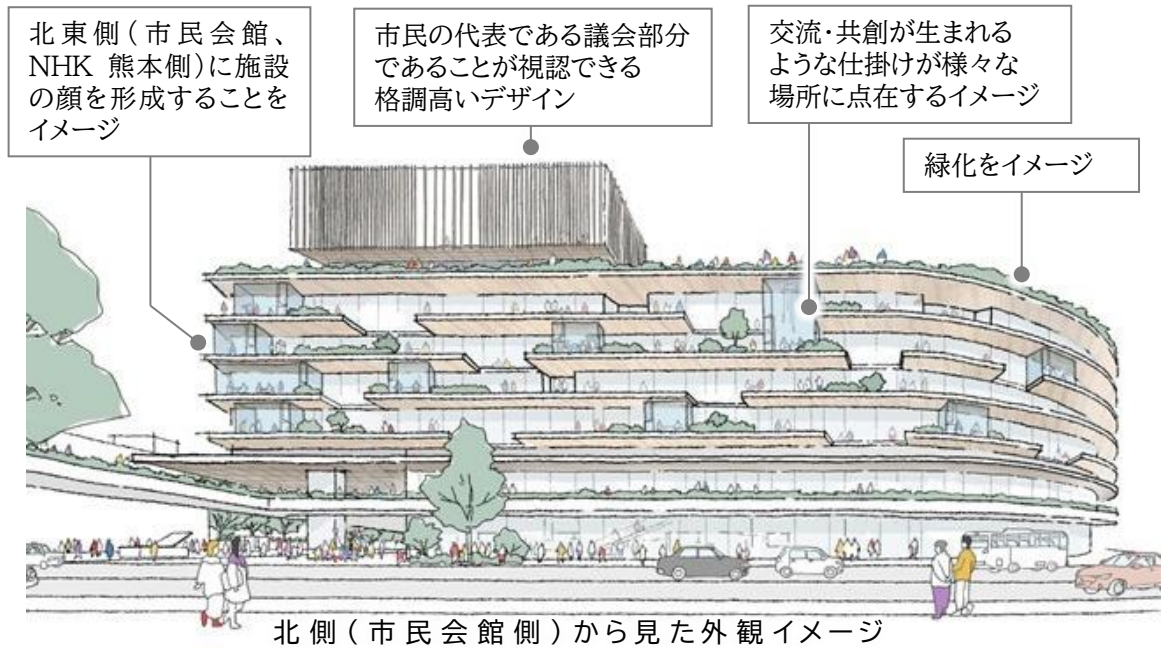
また、駐車場を地下1階、屋上庭園を7階フロアと同レベル(6階建て部分の屋上)に設置することを想定しています。



【 図 33 本庁舎・議会のフロアイメージ(1～3階) 】



【図34 本庁舎・議会のフロアイメージ(4～9階)】

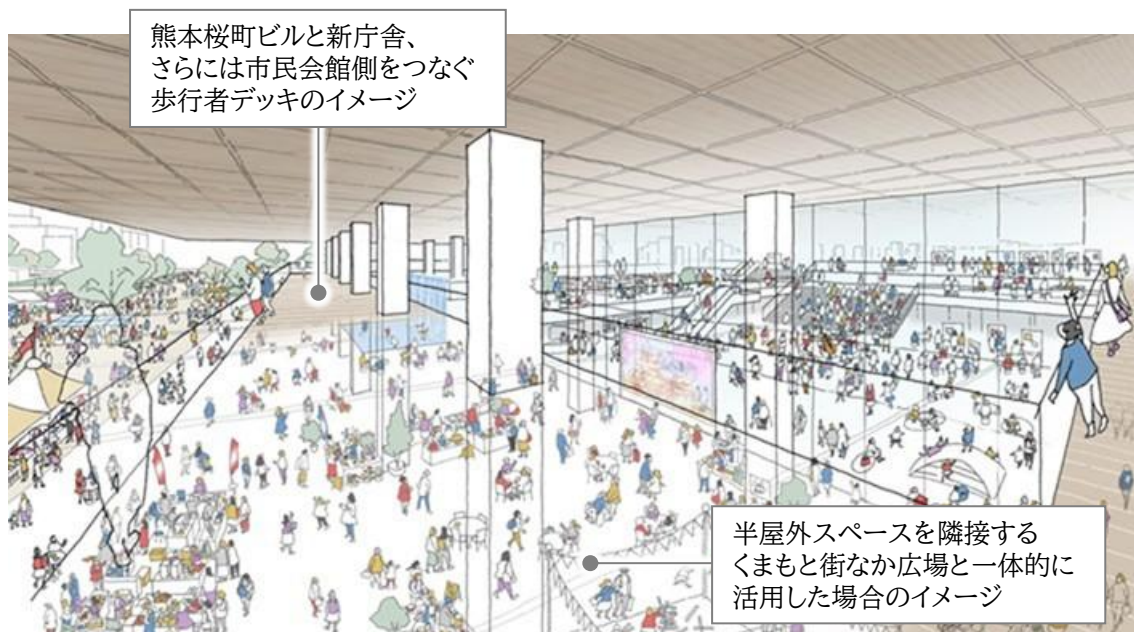


【 図 35 本庁舎・議会の外観イメージ 】

※ 新庁舎の規模感等を示した現時点でのイメージであり、今後変更になる場合もあります。



1 階 エントランスと交流・共創スペースのイメージ



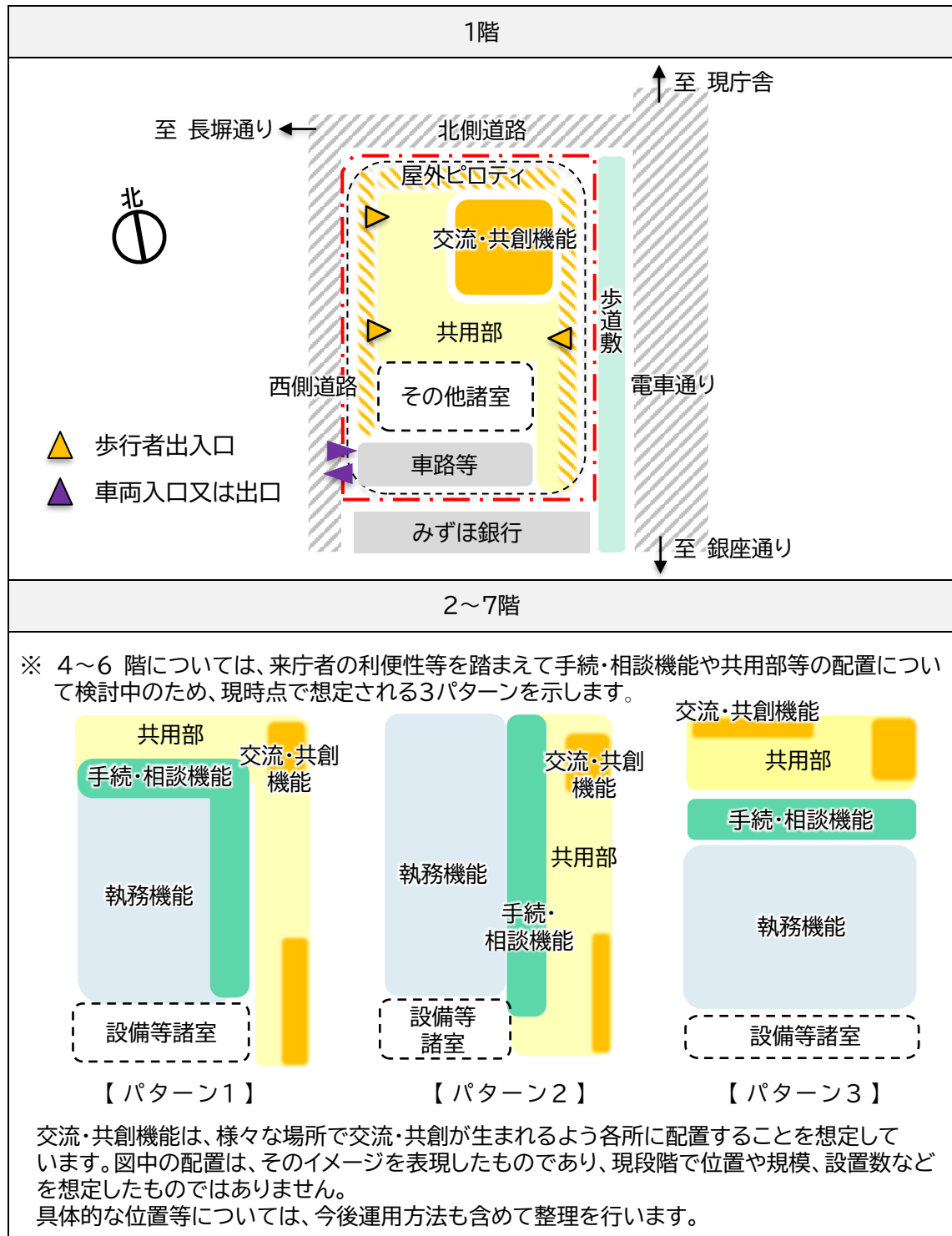
くまもと街なか広場と一体利用する1階地下空間のイメージ
（2階屋外デッキ位置からの視点）

【図36 本庁舎・議会の内観イメージ】

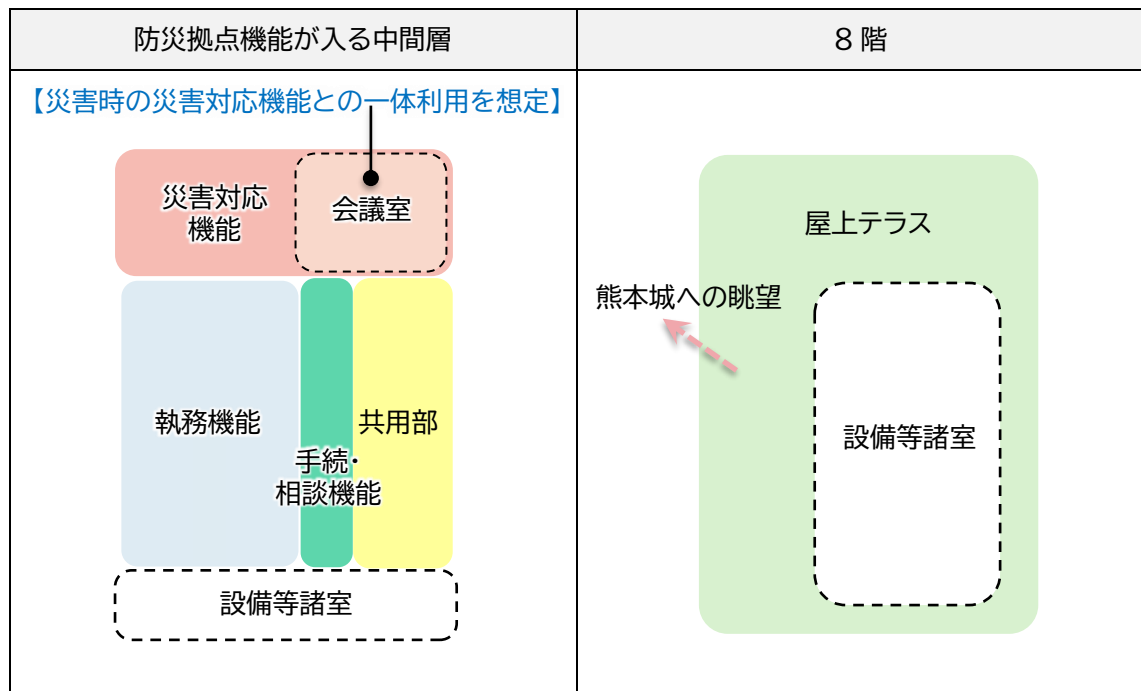
※ 新庁舎の規模感等を示した現時点でのイメージであり、今後変更になる場合もあります。

（2）中央区役所施設配置イメージ

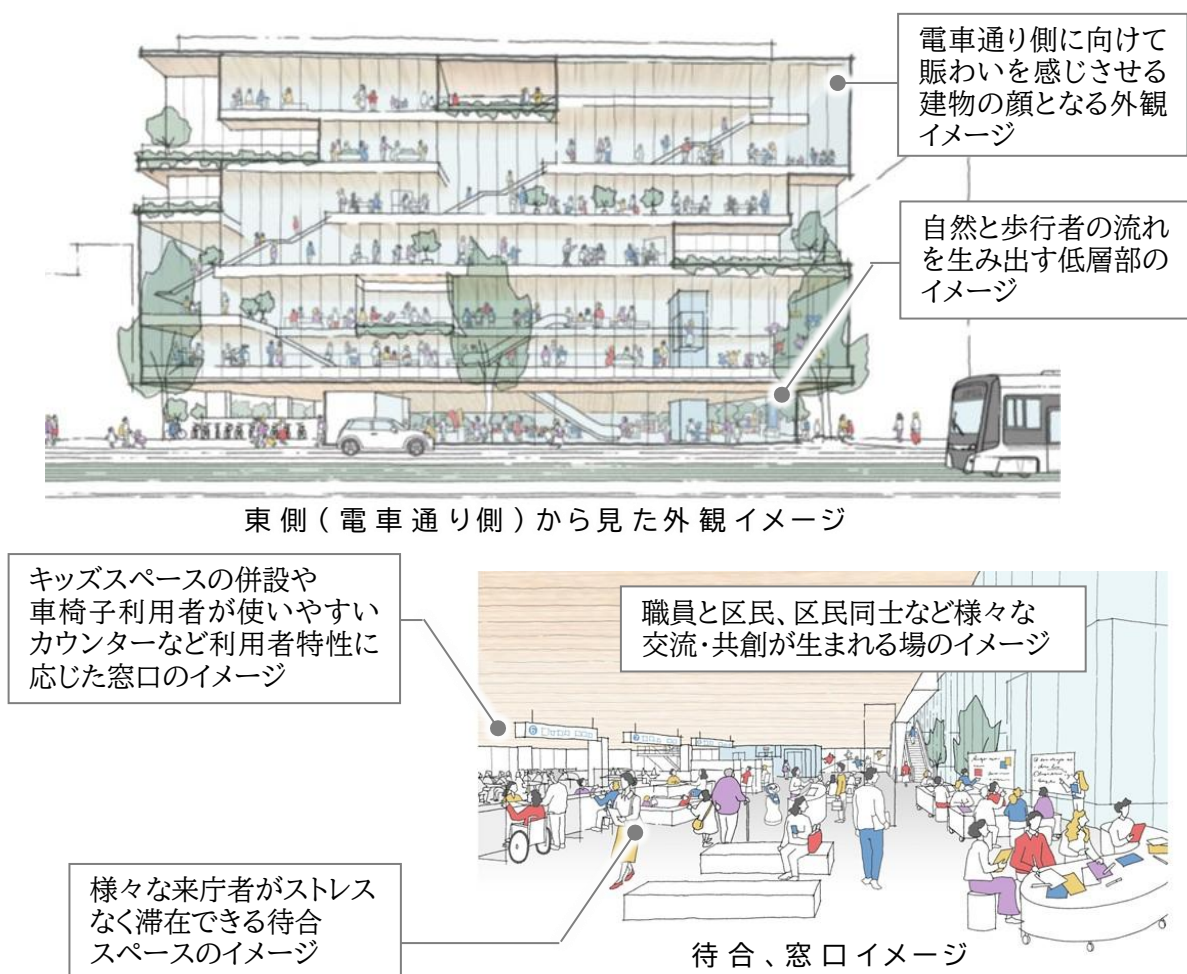
中央区役所は、地下2階・地上8階建てを想定しています。駐車場は地下1階及び地下2階に設置し、屋上庭園を8階フロア（7階建て部分の屋上）に設置することを想定しています。



【図37 中央区役所のフロアイメージ（1～7階）】



【 図 38 中央区役所のフロアイメージ(防災拠点機能が入る中間層・8階) 】



【 図 39 中央区役所のイメージパース 】

※ 新庁舎の規模感等を示した現時点でのイメージであり、今後変更になる場合もあります。

第6章 概算事業費、工事発注方式、事業スケジュール

1 概算事業費等

（1）概算事業費

第5章で整理した新庁舎の必要床面積75,000㎡（本庁舎・議会56,000㎡、中央区役所19,000㎡）に基づき算定した結果、概算事業費は、約〇〇億円と見込みます。

なお、合併推進債※などの有利な財源を活用することで、実質的な本市財政負担は、約〇〇億円と見込みます。

※ 合併した地方公共団体が合併に関連する事業の財源として借入でき、返済時に国から支援がある地方債（返済額の50%相当額が地方交付税により措置される）

今後、基本設計の検討においても引き続き経済合理性を念頭に、必要床面積の精査や労務・材料単価の変動など、要件の確定状況に応じて適宜、見直しを行うとともに、合併推進債や国の補助金等の有利な財源を活用し、財政負担の軽減に努めます。

【 表 33 新庁舎整備の概算事業費 】

項目		概算額
設計費	基本計画策定、基本設計、実施設計、工事監理費等	〇〇億円
建設費	建設工事費（本庁舎・議会、中央区役所2棟分）	885億円
土地取得費	本庁舎・議会建設地（NTT桜町）の土地購入費	〇〇億円
建物補償費	NTT 桜町の民間駐車場等への移転補償費等	〇〇億円
現庁舎解体費	現庁舎の解体工事費	〇〇億円
移転費	新庁舎への転居費	〇〇億円
合計		〇〇億円

【 表 34 財政負担の試算 】

項目			概算額
財源内訳	① 国庫支出金	国からの補助金、交付金	約〇〇億円
	市債	合併推進債など	約〇〇億円
	② うち交付税措置	市債に対する国からの実質的な補填	約〇〇億円
	一般財源		約〇〇億円
③ 跡地利活用による収入		売却した場合での試算	約〇〇億円



実質的な本市財政負担（概算事業費約〇〇〇億円－①②③）	約〇〇億円
-----------------------------	-------

（2）維持管理費等

新庁舎の概算維持管理費等は、年平均額として下表の金額を見込んでいます。

なお、今後、包括管理業務委託※など民間活力を導入した維持管理手法についても検討を行います。

※ 公民連携により、業務水準の統一・向上や事務の効率化等を図るため、清掃、警備、設備点検や保守管理及び修繕業務(含まない場合あり)などを一括して包括施設管理事業者に委託契約すること。修繕業務を含む場合は、点検結果に対してスピーディーな対応(修繕)が可能で、安全性の確保につながるなどのメリットがある。

【 表 35 概算維持管理費等(年平均) 】

精査中	
-----	--

（3）計画修繕費

新庁舎は、適切な時期に適切な保全（中規模改修や大規模改修）を行う「計画保全」を実施し、長寿命化を図ります。

なお、目標耐用年数については、熊本市公共施設等総合管理計画に基づく70年を基本とし、具体的な年数は、基本設計で具体的な仕様等を整理の上、設定します。



精査中

【 図 40 計画修繕費の想定 】

2 今後の進め方

（1）事業スケジュール

今後の整備スケジュールは、下表のとおりです。

令和10年度に工事に着手し、令和16年度中の供用開始を想定します。

【表36 事業スケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10～R16
	2024	2025	2026	2027	2028～2034
本庁舎・議会	基本計画				建設工事(R10 後半～R16前半)
中央区役所					建設工事(R10 後半～R16前半)

（2）整備手法

新庁舎の整備にあたっては、有利な財源である合併推進債^{※1}の活用を目的に、基本計画策定・基本設計・実施設計を一括して委託しています。

そのため、新庁舎の整備手法は、実施設計を伴う「PFI手法^{※2}」「設計・施工一括方式（DB方式）^{※3}」ではなく、実施設計を元に工事を発注する「設計・施工分離発注方式」を採用します。

なお、今後、地元企業の参画機会を創出するとともに、施工の効率化などの観点を踏まえた適切な工事発注方法について検討を行います。

※1 合併した地方公共団体が合併に関連する事業の財源として借入でき、返済時に国から支援がある地方債（返済額の50%相当額が地方交付税により措置される）

※2 民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法

※3 構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括で発注することにより、民間企業の優れた技術を活用し、設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率性を目指す方式

（3）今後の検討の進め方

基本計画は、令和6年8月に策定した基本構想や市民アンケート、ワークショップ等でいただいたご意見を踏まえ、新庁舎のコンセプトや整備方針、配置計画、空間構成、機能、規模等について基本計画検討分科会を中心に議論された内容を、市議会での審議及びパブリックコメントを経て、とりまとめたものです。

今後は、基本計画で整理した内容に沿って更に詳細な検討を行い、着実に事業を推進していきます。

①検討方針

- ・各機能の検討にあたっては、必要に応じて有識者へのヒアリング等を行い、整理を進めます。
- ・新庁舎の具体的な形状や高さ、デザインについては、景観審議会の専門部会である景観調整会議※に諮り協議を行い、調整を進めます。
※ 熊本市景観審議会条例第7条に基づき設置される公共施設及び公共建築物の整備に関するデザインのほか、景観に関する専門の事項について調査審議を行う専門部会
- ・今後庁内で整理が必要な事項（例：窓口や待合スペースの具体的な配置や機能等）については、テーマに応じて関係課による検討部会を設置し、横断的に検討を行います。
- ・交流・共創機能については、具体的な機能や管理手法の検討に加え、民間活力の導入についても検討を行います。

②情報提供・意見聴取

- ・今後の検討状況については、これまで同様にホームページや市政だより、SNS等でお知らせするほか、様々な広報手段を用いて積極的な情報提供を行います。また、市議会はもとより市民の皆様に対しても適宜検討状況を報告し、ご意見をいただきながら検討を進めます。
- ・新庁舎は、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが快適かつ安心して利用できる空間を目指し、インクルーシブデザインの手法を導入して整備を行うため、設計段階から施工、運用に至るまで、障がい者、高齢者、こども、外国人など多様な利用者の視点やニーズを取り入れるための取組を進めます。（第4章7-3 インクルーシブデザイン参照）

第7章 関連事業

1 公共交通機関との連携

【基本理念】

全ての人が使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎

（1）本庁舎・議会の公共交通アクセス

①電停

- ・徒歩圏の300m以内※には花畑町電停や辛島町電停が存在します。
- ・今後、バリアフリー対応に関する電停の改良計画や安全な動線の確保、回遊性の向上等の観点を踏まえ、最適な電停位置等について検討を進めます。

②バス停

- ・徒歩圏の300m以内※にはバスターミナルが存在します。
- ・更なるアクセス性の向上を図るため、熊本桜町ビルとの新たな歩行者動線の接続について検討を進めます。

※ 国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」における「公共交通沿線地域」の基準「鉄道駅の徒歩圏(800m)」・「バス停の徒歩圏(300m)」のうち、基本計画では後者(300m)を採用。

（2）中央区役所の公共交通アクセス

①電停

- ・徒歩圏の300m以内※¹には熊本城・市役所前電停が存在します。
- ・今後、安全な動線や回遊性向上等の観点を踏まえた検討を進めます。

②バス停

- ・徒歩圏の300m以内※¹にバス停は存在するものの、現状ではバス停が通町筋側に偏在していることに加え、バス利用者の降車後の主な行き先が桜町バスターミナル方面であること、さらに高齢者が無理なく休まずに歩ける距離※²を超えていることから、バス停の移設または増設について検討を行います。
- ・検討にあたっては、交通解析を通じて、バス停の移設や増設が周辺交通に与える影響について検証を行います。

※1 国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」における「公共交通沿線地域」の基準「鉄道駅の徒歩圏(800m)」・「バス停の徒歩圏(300m)」のうち、基本計画では後者(300m)を採用。

※2 国土交通省「第1回 高齢者の移動手段の確保に関する検討会」(平成29年3月10日)においては、100m程度であれば、高齢者の9割以上が“無理なく休まずに歩ける距離”として回答していると報告されている。



【 図 41 周辺のバス停・電停からの動線 】

2 周辺整備

【基本理念】

全ての人が使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎

（1）周辺整備の目的

- ・本庁舎と中央区役所それぞれに来庁目的がある方や、バスターミナルや辛島公園地下駐車場を利用して来庁される方の利便性向上を目指し、歩道空間の整備やデッキ接続等について検討します。
- ・エリア全体の回遊性向上のため、オープンスペース等の整備についても検討します。

（2）検討の方向性

①利便性向上を目指した整備

- ・利便性向上を目指し、「本庁舎・議会と中央区役所をつなぐ歩行者動線」「バス停・電停からの歩行者動線」の歩道空間整備、デッキ接続等を検討します。



【 図 42 利便性向上を目指した整備の検討 】

②回遊性向上を目指した整備

- ・回遊性向上を目指し、周辺のオープンスペースの連続性、面的広がりのある整備を検討します。

◀● 主な歩行者動線
 歩行空間等の充実
 デッキ等の整備
 オープンスペースの活用



【 図 43 回遊性向上を目指した整備の検討 】

3 新庁舎周辺における交通に関する課題

【基本理念】

全ての人が使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎

（1）交通に関する課題

- ・新庁舎周辺には観光地や商業施設に加え、複数のイベント会場が立地しており、依然として自動車交通量や駐車需要は高い傾向にあります。
- ・特にイベント開催時には、駐車場への入庫待ちによる車列が発生し、バス交通に影響を及ぼす状況もしばしば確認されています。
- ・このようなエリアに庁舎が移転することで、駐車場の入庫待ちによる渋滞や、駐車場を探して周辺を走行する車両の増加、さらに公共交通との交錯リスクの上昇など、交通に関する様々な課題が懸念されます。



【 図 44 交通に関する課題 】

（2）検討の方向性

- ・庁舎移転により見込まれる発生集中交通量を踏まえ、新庁舎周辺の主要な交差点において静的解析（交差点の交通処理に関する評価）を実施した結果、一定の前提条件のもとでは、移転後の交通量は処理可能と考えられます。
- ・今後は、より精緻な検証を行うため、設計段階において動的解析（車両の動きをシミュレーションにより確認）を実施し、それぞれの課題に対して、検討を深めていく必要があります。
- ・その結果を踏まえ、駐車需要の低減や分散といったソフト対策に加え、交差点改良や敷地内の引き込み動線の設置など、道路改良を含むハード対策についてもあわせて検証を進めていきます。

【表37 交通に関する課題と対策】

課題	検討を進める対策手法		
	駐車需要の減少	駐車需要の分散	道路改良等
① 駐車場の入出庫による影響（本庁舎・議会）	○	○	○
② 駐車場の入出庫による影響（中央区役所）	○	○	○
③ 右折車増加による後続車両への影響（中央区役所）	○	○	—
④ 右折車と市電の交錯リスク（中央区役所）	○	—	○
⑤ 右折車の滞留による車線変更する車両とバスの交錯リスク（本庁舎・議会）	○	—	○

4 関連事業に関する今後の進め方

（1）検討体制の構築

今後も関連事業について継続的に取り組んでいくため、庁内関係部局や関係機関と連携しながら、検討を進めていきます。

また、検討項目の内容に応じて、交通やまちづくりに関する会議体で審議を行うなど、外部の専門家や関係者の知見を適切に反映できる体制の整備を進めます。

（2）検討項目の具体化と事業の推進

第7章で整理した検討項目については、新庁舎整備の設計・施工スケジュールと連動させながら、段階的に検討および実施を進めていきます。

また、本市における関連計画との整合を図りつつ、対応方針を具体化し、着実に関連事業を推進していきます。

その他

参考1 熊本市新庁舎整備基本計画検討分科会

新庁舎整備基本計画検討分科会 開催状況	
第1回分科会 開催日:令和7年(2025年)8月1日	
審議事項	・基本計画骨子 ・各機能の方向性 ・コンセプト検討の方向性
第2回分科会 開催日:令和7年(2025年)10月1日	
審議事項	・新庁舎の仮コンセプト ・市民利用スペースの方向性
第3回分科会 開催日:令和7年(2025年)11月13日	
審議事項	・仮コンセプトを踏まえた庁舎のあり方 ・敷地計画 ・各機能の配置 ・窓機能 ・防災拠点機能 ・交流・共創機能 ・議会機能
第4回分科会 開催日:令和7年(2025年)12月1日	
審議事項	・森としての庁舎の基本理念 ・執務環境 ・セキュリティ ・DX推進 ・可変性 ・インクルーシブデザイン ・部署配置 ・環境性能 ・長寿命化・ライフサイクルコスト ・景観・デザイン
第5回分科会 開催日:令和8年(2026年)1月6日	
審議事項	・駐車場 ・駐輪場 ・公共交通機関との連携検討 ・周辺整備 ・全体ゾーニングイメージ ・コンセプトの設定
第6回分科会 開催日:令和8年(2026年)1月28日	
審議事項	・基本計画素案
第7回分科会 開催日:令和8年(2026年)〇月〇日	
審議事項	・基本計画案

新庁舎整備基本計画検討分科会 委員名簿

（敬称略、種別内で五十音順）

種別		分野	氏名	プロフィール
委員 (分科会長)	学識経験者	建築設計・まちづくり	田中 智之	早稲田大学理工学術院 創造理工学部 建築学科 教授
委員		都市防災	菅野 拓	大阪公立大学大学院 文学研究科 准教授
委員		都市景観	星野 裕司	熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター 教授
委員		交通施策	吉城 秀治	熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター 准教授
臨時委員		建築環境	住吉 大輔	九州大学大学院 人間環境学研究院都市・建築学部門 教授
臨時委員		建築構造	壇 一男	元熊本大学大学院 先端科学研究部 教授
臨時委員		福祉	八幡 彩子	熊本大学大学院 教育学研究科 家庭科教育 教授
臨時委員	地域代表	城東校区 自治協議会	松里 健一	城東校区自治協議会推薦（城東校区自主防災クラブ会長）
臨時委員		慶徳校区 自治協議会	道脇 昭廣	慶徳校区自治協議会推薦（慶徳校区自治協議会会長）
臨時委員	市民公募		西山 知里	市民公募により選任

委員：庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会運営要綱第3条第2項に基づく委員で、委員長から指名を受けて本分科会に参加する委員

臨時委員：本分科会の審議事項を審議するため、庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会運営要綱第9条第3項にもとづき、委員長から指名を受けて本分科会に限定して参加される委員

参考2 新庁舎における議会棟のあり方について

令和7年（2025年）3月18日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市議会議長 寺本 義勝



新庁舎における議会棟のあり方について

令和6年（2024年）9月27日付けにて依頼がありました、新庁舎における議会棟のあり方については、議会内で検討のうえ、別紙のとおり取りまとめましたので提出します。

なお、今後、基本計画や基本設計、実施設計の検討段階ごとに、議会に意見を求めるよう申し添えます。

新庁舎整備に係る議会棟及び議会機能について

1 基本的な考え方

(1) 目指すべき姿

- ・人口減少社会を見据え、議員定数や会派の変更等に対応できるようにすること。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザイン等に、十分配慮すること。
- ・W i - F i を利用できるなど、デジタル化に対応した、I C T 環境の整った施設とすること。
- ・執行部との意思疎通が十分に図られるよう、動線や議会棟の配置に配慮すること。
- ・議会棟に来庁する市民等に対し、分かりやすい動線の確保やサインの設置に努めるとともに、十分なセキュリティ対策を講じること。
- ・「2050年カーボンニュートラル」など、環境負荷の低減に配慮するとともに、議員控室等でも、個別に空調の調整が行えるようにすること。

(2) 形態・規模

- ・形態について、合築、分棟は問わない。
- ・基本構想を踏まえ、議会棟の規模は6,500㎡程度とし、効果的な配置等を検討すること。
- ・可能な限り、同一の階に諸室を配置すること。

2 諸室の考え方

(1) 本会議場

ア 共通事項

- ・現状と同様、傾斜がある対面式とし、スペースに応じた仕様や意匠を提案すること。
- ・電子採決システムや大型映像設備、議会中継設備等、I C T 環境の整った設備を整備すること。
- ・議長席や演壇における昇降設備やスロープの設置、ストレッチャーも通れるような、ゆとりあるスペースの確保、自席でも質問できるマイク設備等、バリアフリーやユニバーサルデザインを徹底すること。
- ・議長席背面のレリーフや扉に装飾された肥後六花の継承など、熊本の伝統や文化を織り込める工夫を検討すること。

イ 議員席・執行部席

- ・現状の議員定数を原則として、柔軟に対応できるようにすること。
- ・組織改編等による説明員の増減に適切に対応できるようにすること。
- ・議員席の机など備品には大変貴重なものもあることから、市有施設における再利用を検討すること。

ウ 傍聴席

- ・傍聴席は、現状の席数を原則とするとともに、車椅子用のスペースを設けること。
- ・高齢者や難聴、聴覚障がいがある傍聴者に配慮した設備を備えること。
- ・賓客の受入れや乳幼児等を伴う傍聴が可能となるよう、特別傍聴室を設けること。
- ・傍聴者用のロビーや傍聴受付を行うスペースを確保すること。
- ・報道機関用のスペースは、傍聴席と一体の位置に設けること。

(2) 委員会室

- ・現状の予算決算委員会室、議運・理事会室（談話室を含む）、常任委員会室（6室）、特別委員会室を設けること。
- ・説明員の適切な出席が可能となるよう、説明員席の狭隘を解消すること。
- ・インターネットやSNSでの中継などデジタル化に対応できる、ICT環境の整った設備を整備するとともに、防音性を十分に確保すること。

(3) 議長室・副議長室

- ・議長室、副議長室は、現状程度の広さとレイアウトを確保すること。
- ・熊本城の眺望が確保できるなど、賓客に対応できるものとする。
- ・都市間交流等で贈呈された物品等を配架できるようなスペースを備えること。
- ・来客の待機室を兼ねた応接室（議長応接室、副議長応接室）を隣接させること。

(4) 議員控室

- ・議員控室は次の両論があることから、引き続き議会において検討する。
 - ①議員控室は個室とし、議員定数相当の室数を備えること。
 - ②議員1人当たりの面積と会派の議員数を踏まえ、会派の希望に応じてオープンスペースにも対応できる仕様とすること。
- ・各議員控室は、同一の階に配置すること。
- ・防音対策やプライバシーの確保、セキュリティ対策を十分に講じること。
- ・適切に会派職員（会計年度任用職員等）の配置が可能なスペースや給湯スペースを設けること。

(5) 応接室

- ・議長応接室、副議長応接室、共用の特別応接室のほか、現状のように各会派が個別に使用できる応接室を設けること。
- ・特別応接室は、市民の相談に対応できるよう、現状よりもゆとりを持った広さとする
- とともに、眺望が確保できるなど、賓客に対応できるものとする。

(6) 会議室

- ・各会派用の会議室、共用の会議室を設けること。

- ・各会派用の会議室は、会派の構成に応じ、間仕切り等を柔軟に対応できるようにすること。
- ・オンライン会議にも対応できるようなＩＣＴ設備を整備すること。

(7) 議会図書室

- ・議員のみならず、市民が利用しやすいような配置を検討すること。
- ・蔵書については、市立図書館等のサービスと連携し、効率的に運用すること。
- ・法に基づき送付を受ける官報、公報及び刊行物を適切に配架・保管できるスペースを確保すること。
- ・議事録の検索やアーカイブ視聴が可能なＰＣ等の設備を整備すること。
- ・市政や市議会に関する理解の向上に寄与する展示等を行えるようにすること。

(8) その他の諸室

- ・トイレについては、男性用、女性用のほか、障がいがある方や性的少数者など誰もが利用しやすいよう、多目的トイレを各階に配置すること。
- ・多様な視点を活かすため、授乳室等を設置すること。
- ・受動喫煙対策など、適切な措置を講じた喫煙室を設置すること。
- ・議会日程等にあわせ、議員用の駐車スペースを適切に確保すること。特に、障がいなどで移動に配慮が必要な議員の駐車スペースについては、場所や動線等に配慮すること。
- ・議会局の執務室は、現行の広さに加え、新たな行政棟と同様、更衣室、洗面台、ミーティングスペース等を確保すること。
- ・陳情者や議員への面会者等の来客に対応するため、議会局の執務室の外側に応接スペースを確保すること。

3 その他

- ・新庁舎の整備に当たっては、川崎市本庁舎の復元棟における旧本庁舎歴史展示スペースのようなスペースについても検討すること。
- ・経費の増大につながるような華美な仕様とならないよう留意するとともに、経済性や利便性、空間との調和が図られる机、備品等については、可能な限り継続して使用すること。
- ・「サクラマチクマモト」との連携を考慮するとともに、市民が利用できる広場やスペースの設置を検討すること。
- ・議会棟も含め、業務継続計画（ＢＣＰ）に対応した施設とすること。

以上

1 庁舎整備に伴う議会棟及び議会機能のあり方に関する検討経過

	開催日等	内容
検討会の設置	令和6年10月4日	
第1回検討会	令和6年10月28日	議会棟の形態等について
第2回検討会	令和6年11月29日	本会議場、委員会室について
第3回検討会	令和6年12月19日	議長室・副議長室、議員控室、応接室・会議室について
第4回検討会	令和7年2月6日	議会図書室、その他の諸室について
第5回検討会	令和7年2月17日	議会棟のあり方（案）について
交渉会派以外の会派・無所属議員への意見照会	令和7年2月18日 ～28日	議会棟のあり方（案）について
第6回検討会	令和7年3月11日	議会棟のあり方（最終案）について

2 庁舎整備に伴う議会棟及び議会機能のあり方検討会

	委員名	備考
委員長	寺本 義勝	自由民主党熊本市議団
副委員長	大島 澄雄	熊本自由民主党市議団
委員	田中 誠一	自由民主党熊本市議団
委員	古川 智子	自由民主党熊本市議団
委員	村上 鷹	自由民主党熊本市議団
委員	平江 透	熊本自由民主党市議団
委員	中川 栄一郎	熊本自由民主党市議団
委員	西岡 誠也	市民連合
委員	上田 芳裕	市民連合
委員	井本 正広	公明党熊本市議団
委員	三森 至加	公明党熊本市議団

参考3 市民意見の聴取

(1) パブリックコメント

(2) 説明会

(3) オープンハウス

(4) ワークショップ

(5) アンケート

参考4 本市文化顧問（東京藝術大学学長 日比野克彦氏）が考える
文化的処方箋の拠点のイメージ

未来の熊本市をつくる広場

- ・熊本市のことを語り合いたくなる広場
- ・市民と市役所職員が一緒にウェルビーイング※1の種を共創できる広場
- ・新庁舎の目指すべき姿(3つの視点)※2を実現する人が育つ広場
- ・人が互いに育成(気づき、想い)する作用が自然に生まれてくる広場
- ・ここで生まれた発想が熊本市の未来につながることを夢見れる広場
- ・市役所職員のやる気が得られる広場
- ・新しい社会のイメージが生まれる広場
- ・多様な人と出会い、他者の魅力を受け入れ、異なる魅力を他者へと伝えられるような広場
- ・熊本市から世界の未来が見えてくるような広場



※1 個人や社会のよい状態。幸福度。

※2 熊本市新庁舎整備に関する基本構想 新庁舎の目指すべき姿(3つの視点)

1 あらゆる災害に対応できる庁舎

2 市民が利用しやすく、質の高い行政サービスが提供できる庁舎

3 まちの賑わいに貢献し、まちづくりの核となる庁舎

参考6 図表索引

【 図1 新庁舎の「森」のイメージ 】	10
【 図2 新庁舎を整備する上で関連する主な計画 】	11
【 図3 本庁、議会、区役所の関係性 】	13
【 図4 新庁舎建設地周辺状況 】	15
【 図5 本庁舎・議会敷地周辺の航空写真 】	16
【 図6 敷地周辺の航空写真 】	17
【 図7 新庁舎整備を契機とした「都市機能更新」と「回遊性向上」の方向性（案）】 ..	18
【 図8 新庁舎の敷地計画 】	21
【 図9 本庁舎・議会の各機能の配置イメージ図（断面構成） 】	22
【 図10 中央区役所の各機能の配置イメージ図（断面構成） 】	23
【 図11 熊本市周辺の主要活断層の位置 】	26
【 図12 外水氾濫による浸水想定（桜町・花畑周辺地区） 】	29
【 図13 内水氾濫による浸水想定（桜町・花畑周辺地区） 】	29
【 図14 災害規模に応じた対応と可変性を持つ室構成のイメージ 】	31
【 図15 災害時の避難者の対応の想定 】	32
【 図16 本庁舎側から中央区役所側への手続集約のイメージ 】	34
【 図17 引越し等に伴う「書かないワンストップ窓口」のイメージ 】	35
【 図18 窓口共用化のイメージ 】	36
【 図19 新庁舎の執務室のイメージ 】	40
【 図20 新庁舎の駐車場出入口 】	49
【 図21 新庁舎周辺の駐輪場 】	51
【 図22 利用状況（自転車） R6.11.6 実績（利用最大日） 】	52
【 図23 利用状況（原付バイク） R6.8.20 実績（利用最大日） 】	52
【 図24 環境配慮技術の導入イメージ 】	55
【 図25 東側（くまもと街なか広場側）から見た建物概念図 】	58
【 図26 南側（熊本桜町ビル側）から見た建物概念図 】	58
【 図27 北側（現庁舎側）から見た建物概念図 】	59
【 図28 東側（電車通り側）から見た建物概念図 】	59
【 図29 各段階における多様な視点やニーズを取り入れるための取組 】	60
【 図30 セキュリティゾーニングのイメージ 】	62
【 図31 行政ニーズの変化等による組織改編への対応イメージ 】	64
【 図32 余剰床が生じた場合の貸し出し、用途変更のイメージ 】	64
【 図33 本庁舎・議会のフロアイメージ（1～3階） 】	69
【 図34 本庁舎・議会のフロアイメージ（4～9階） 】	70
【 図35 本庁舎・議会の外観イメージ 】	71
【 図36 本庁舎・議会の内観イメージ 】	72
【 図37 中央区役所のフロアイメージ（1～7階） 】	73

【 図 38 中央区役所のフロアイメージ（防災拠点機能が入る中間層・8階） 】	74
【 図 39 中央区役所のイメージパース 】	74
【 図 40 計画修繕費の想定 】	77
【 図 41 周辺のバス停・電停からの動線 】	81
【 図 42 利便性向上を目指した整備の検討 】	82
【 図 43 回遊性向上を目指した整備の検討 】	83
【 図 44 交通に関する課題 】	84

【 表 1 これまでの検討経緯 】	6
【 表 2 本庁、議会、区役所の役割 】	13
【 表 3 桜町・花畑周辺地区内の主な施設 】	14
【 表 4 桜町・花畑周辺地区のまちづくりに関する主な関連計画 】	14
【 表 5 本庁舎・議会の敷地条件・法規制等の概要 】	16
【 表 6 本庁舎・議会の隣接地の状況 】	16
【 表 7 中央区役所の敷地条件・法規制等の概要 】	17
【 表 8 中央区役所の隣接地の状況 】	17
【 表 9 本庁舎・議会の敷地計画 】	20
【 表 10 中央区役所の敷地計画 】	20
【 表 11 本庁舎・議会の各機能の配置 】	22
【 表 12 本庁舎・議会の各機能の配置 】	23
【 表 13 新庁舎で想定される被害と対策手法 】	25
【 表 14 熊本市周辺の主要活断層の長期評価の概要 】	26
【 表 15 耐震安全性の分類 】	27
【 表 16 構造形式の比較 】	28
【 表 17 免震装置の位置 】	28
【 表 18 近隣施設の災害時の役割 】	32
【 表 19 オープンスペースの災害時の活用想定 】	33
【 表 20 駐車場必要台数 】	48
【 表 21 駐車場配置計画 】	49
【 表 22 車両分類ごとの配置計画 】	49
【 表 23 駐輪場必要台数算出方法 】	50
【 表 24 駐輪場必要台数 】	50
【 表 25 駐輪場配置計画 】	51
【 表 26 利用者区分ごとの配置計画 】	51
【 表 27 セキュリティ区分の考え方 】	62
【 表 28 新庁舎に導入が想定される技術 】	65
【 表 29 集約対象施設の職員数・床面積等（令和6年（2024年）4月1日現在） 】	66
【 表 30 新庁舎の想定職員数 】	67

【 表 31 新庁舎の必要床面積 】	68
【 表 32 新庁舎の必要床面積の内訳 】	68
【 表 33 新庁舎整備の概算事業費 】	75
【 表 34 財政負担の試算 】	75
【 表 35 概算維持管理費等（年平均） 】	76
【 表 37 事業スケジュール 】	78
【 表 38 交通に関する課題と対策 】	85